

< 目 次 >

第1章 計画の改定に当たって	1
1 改定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
第2章 名護市の子ども・子育てを取り巻く現状	3
1 統計資料等からみる現状	3
2 子ども・子育て支援に関するニーズ調査	24
3 子育て支援に係る名護市の取り組み状況（現行計画の中間評価(一部)）	32
4 国や県の主な方針等	46
第3章 計画の基本的な考え方	53
1 計画の基本理念	53
2 計画の基本的視点	53
3 基本目標	54
4 施策体系	56
第4章 具体的な取り組みの展開	57
基本目標1 全ての子どもと子育て家庭を応援する地域づくり	57
施策の方向1 地域における子育て支援の推進	57
施策の方向2 保育サービスの充実	61
施策の方向3 地域との協働による児童の健全育成	65
基本目標2 子どもが健やかに成長することのできる健康づくり	68
施策の方向1 子どもを産み育てる親等への支援の充実	68
施策の方向2 次代を担う子どもの健やかな成長の支援充実	70
施策の方向3 食育を通じた子どもの健全育成の支援	73

基本目標3	名護市の次代を築く心豊かな人づくり	75
施策の方向1	子どもの健全な心身の発達に向けた就学前教育・保育の充実 （名護市幼児教育アクションプログラム）	75
施策の方向2	子どもの豊かな心、生きる力を育む学校教育環境の充実	79
施策の方向3	次代の親となる子どもの健全育成の推進	81
基本目標4	子育てにやさしい環境づくり	82
施策の方向1	快適で安心な生活空間の確保	82
基本目標5	家庭生活と社会的活動の両立を応援する社会づくり	84
施策の方向1	男性を含めた働き方の見直しと多様な働き方の実現	84
基本目標6	子どもの人権を尊重する仕組みづくり	85
施策の方向1	児童虐待防止対策の充実	85
施策の方向2	支援を必要としている家庭・児童への支援の充実	87
第5章	子ども・子育て支援法に定める事業計画（第2期改定版）	91
1	教育・保育提供区域の設定	91
2	子ども・子育て支援事業計画において定める事業	92
3	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み算出の考え方	95
4	幼児期の教育・保育の事業計画	102
5	地域子ども・子育て支援事業の事業計画	110
第6章	計画の推進に向けて	121

第1章 計画の改定に当たって

1 改定の背景と趣旨

名護市では令和元年度に「第2期名護市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てをめぐる現状と課題に対して、質の高い教育・保育の確保、保育の量的拡大・確保をはじめ、各種子育て支援に取り組んできました。そうした中で、現在保育所の待機児童が一定程度みられることから、その解消に向けての取り組みが必要となっています。また、全国的に地域の中で子どもたちが安全に遊ぶことができる場所の確保が課題となっており、広範囲に及ぶ本市においても、地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所づくりが求められています。

このような状況を受け、令和4年度は第2期計画期間の中間年度であることから、保育の量的確保及び放課後の子どもの居場所づくりの検討を中心に、全般的に計画の見直しを行い、「第2期名護市子ども・子育て支援事業計画－改定版－」の策定を行うものです。

2 計画の位置付け

(1) 法的な位置付け等

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、全ての子どもの良質な成育環境を保障し、子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

そして、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に行うために、これらについての量の見込み、提供体制の確保などを定めることにより、市民の協力や事業所の参画を得ながら子ども・子育て支援の充実に取り組むものとしします。

また、次世代育成支援対策推進法は、時限立法であった法律の有効期限が10年間延長され、平成37年3月31日（令和7年3月31日）までとなりました。策定義務が任意化された市町村行動計画等については、各地域の実情に応じ必要な特定の事項のみの作成とすることも可能とされています。そのため、同法に位置付けられている基本理念や地方公共団体の行動計画内容（地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等）を継承・包含しつつ、選択と集中の観点から精査を行い、特に取り組んでいくべき内容を中心に位置付けていくものとしします。

加えて、「幼児教育アクションプログラム」「新・放課後子ども総合プラン」についても包含した計画として策定していくものとしします。

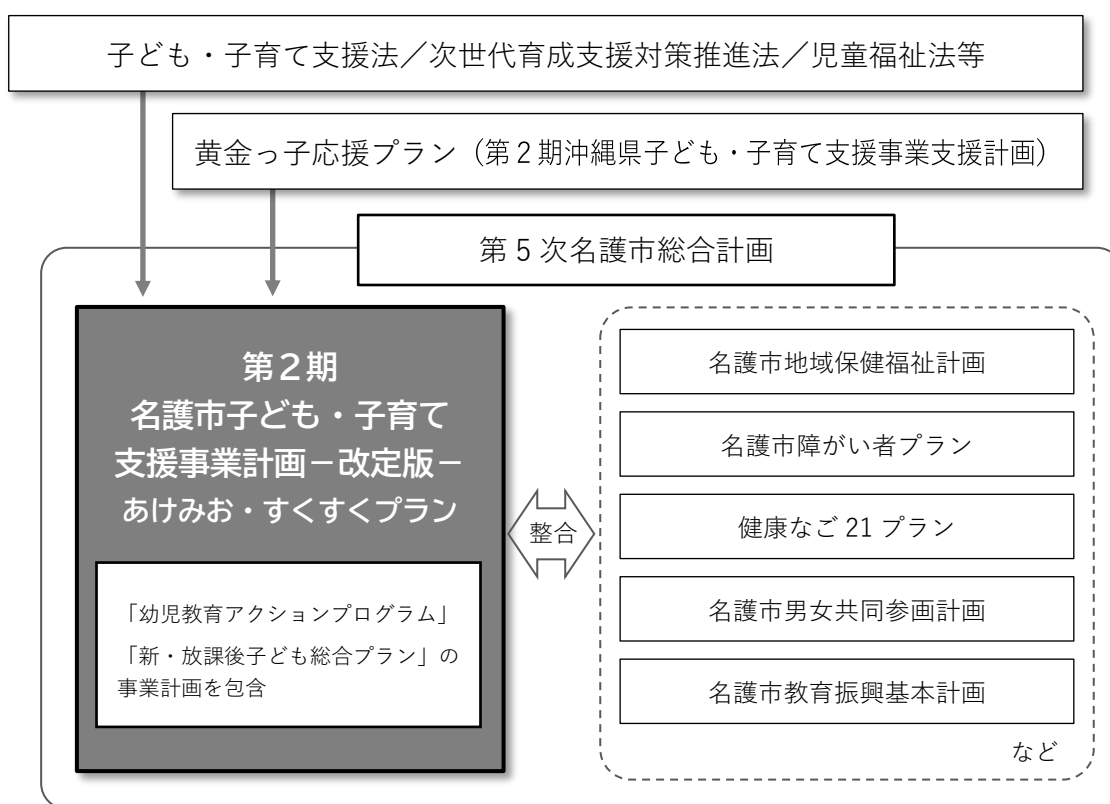
(2) 計画の対象

この計画においては、妊娠・出産期から小学校就学後の学童期までの子どもや子育て家庭等を主な対象としますが、社会的支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、本市における全ての子どもと子育てに関わる個人や団体を対象とします。

(3) 上位・関連計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「第5次名護市総合計画」をはじめ、「名護市地域保健福祉計画」や「名護市障がい者プラン」、「名護市男女共同参画計画」等の個別計画との整合を図るものです。

【計画の位置付け】



3 計画の期間

この計画は、第2期計画（令和2年度～令和6年度までの5か年間）の見直しを行ったものであることから、計画期間を令和5年度から令和6年度までの2か年間とします。

H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6
2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
名護市子ども・子育て支援事業計画					第2期 名護市子ども・子育て支援事業計画			同改定版	

第2章 名護市の子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計資料等からみる現状

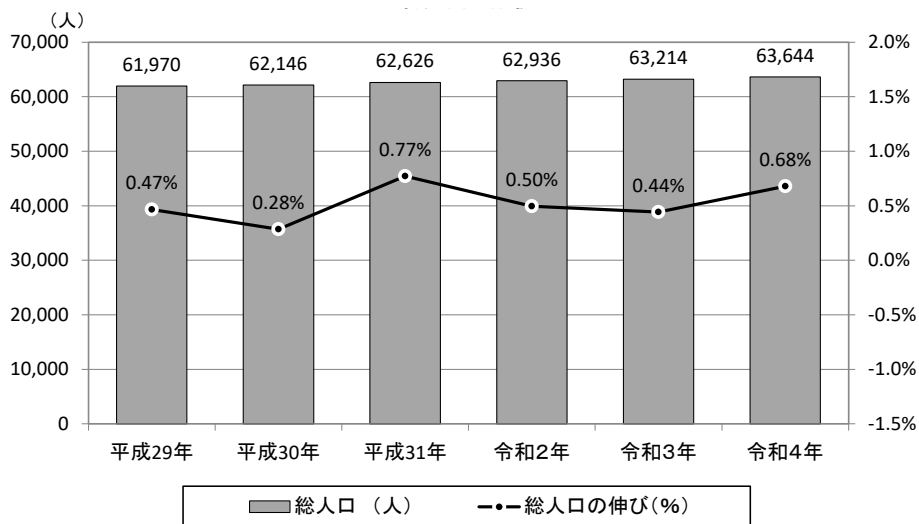
(1) 人口・世帯の動向

① 人口

本市の総人口は、令和4年3月31日現在 63,644 人となっており、その推移をみると年々わずかに増加しています。平成29年と令和4年を比較すると、5年間で1,674人増加しており、伸び率はプラス2.7%となっています。

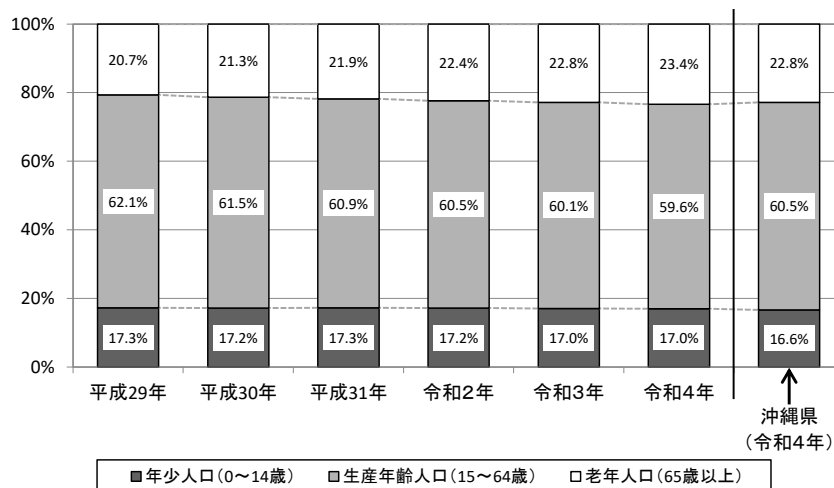
また、年齢3階層別にみると、令和4年の年少人口（0～14歳）は10,796人で総人口の2割弱（17.0%）を占めています。平成29年からの推移をみると、年少人口の割合は17%台をキープしているものの、年々わずかに減少しています。なお、令和4年の年齢3階層別人口の割合は、沖縄県とはほぼ同程度の割合となっています。

■ 総人口の推移と伸び率



資料：名護市「住民基本台帳」（各年3月31日現在）

■ 年齢3階層別人口の構成比



■ 年齢3階層別人口

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	(人) 沖縄県 (令和4年)
年少人口(0～14歳)	10,699	10,684	10,810	10,804	10,776	10,796	247,060
生産年齢人口(15～64歳)	38,467	38,217	38,131	38,051	38,005	37,963	898,801
老年人口(65歳以上)	12,804	13,245	13,685	14,081	14,433	14,885	339,455
総人口	61,970	62,146	62,626	62,936	63,214	63,644	1,485,670

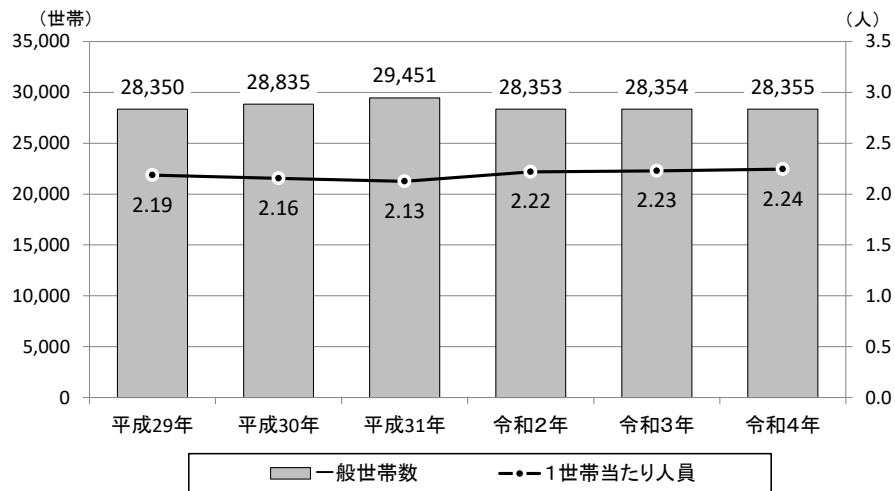
資料：名護市「住民基本台帳」（各年3月31日現在）／沖縄県「住民基本台帳」（1月1日現在）

② 世帯

住民基本台帳による本市の世帯数は、令和4年では28,355世帯となっています。世帯数の推移をみると、平成31年までは増加傾向にあったものの令和2年に減少、以降は横ばいとなっており、新型コロナウイルス感染拡大の影響による転入出控えがあったことも推測されます。

1世帯当たり人員は、令和4年では2.24人となっています。平成29年からの推移をみると、平成31年までは減少傾向にあったものの令和2年に増加へ転じ、以降は横ばいで推移しています。

■ 一般世帯数と1世帯当たり人員の推移



	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
一般世帯数	28,350	28,835	29,451	28,353	28,354	28,355
1世帯当たり人員	2.19	2.16	2.13	2.22	2.23	2.24

資料：名護市「住民基本台帳」（各年3月31日現在）

(2) 子どもの数等の推移

① 0～11歳人口

令和4年の0～11歳人口は計8,656人で、内訳をみると、0～2歳は600人台後半、3～11歳では700人台となっています。0～11歳人口の推移に大きな変動はみられません。未就学児にあたる0～5歳人口では減少傾向(平成29年比95.3%)、6～11歳人口では若干ながら増加傾向(同比103.9%)がみられます。

■ 0～11歳人口の推移

	(人)					
	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
0歳	674	667	716	656	642	651
1歳	729	694	707	724	674	688
2歳	710	732	713	712	739	670
3歳	760	730	731	716	708	746
4歳	732	755	735	727	714	713
5歳	790	722	765	737	726	720
6歳	741	779	725	756	738	739
7歳	716	743	773	730	754	737
8歳	729	707	740	772	724	755
9歳	700	735	710	728	775	725
10歳	719	696	728	716	732	778
11歳	696	722	693	724	721	734
0～11歳 計	8,696	8,682	8,736	8,698	8,647	8,656
0～5歳 計	4,395	4,300	4,367	4,272	4,203	4,188
6～11歳 計	4,301	4,382	4,369	4,426	4,444	4,468

資料：名護市「住民基本台帳」（各年3月31日現在）

② 出生数

本市の出生数の総数をみると、令和2年で668人となっており、近年やや減少傾向がみられ、平成28年と比較すると45人減少しています。合計特殊出生率（ベイズ推定値）は、公表されている平成25～29年データでは1.89となっており、沖縄県の1.93より低くなっています。

また、母の年齢別出生数をみると、30～34歳が最も多く、次いで25～29歳、35～39歳となっています。平成27年からの推移をみると、30～34歳は減少傾向にある一方で、35～39歳は増加傾向にあり、出産年齢が高くなっていることがうかがえます。

■ 市部別出生数及び合計特殊出生率

(人)

	沖縄県	名護市	那覇市	宜野湾市	浦添市	糸満市	沖縄市	豊見城市	うるま市	南城市	石垣市	宮古島市
平成28年	16,617	713	3,176	1,281	1,355	770	1,765	829	1,337	462	608	552
平成29年	16,217	667	3,084	1,241	1,289	757	1,641	836	1,348	470	572	528
平成30年	15,732	736	2,916	1,157	1,245	733	1,624	857	1,325	470	538	520
令和元年	14,902	676	2,818	1,136	1,171	711	1,426	761	1,264	406	542	519
令和2年	14,943	668	2,737	1,183	1,240	685	1,501	767	1,339	447	480	524
合計特殊出生率 (平成25～29年)	1.93	1.89	1.68	1.95	1.91	2.19	1.97	2.11	1.97	1.96	2.14	2.35

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、その年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

資料：沖縄県「衛生統計年報（人口動態編）」、厚生労働省「人口動態統計特殊報告」

■ 母の年齢別出生数

(人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
14歳以下	0	1	0	0	0	0
15～19歳	17	25	27	27	15	16
20～24歳	94	87	91	91	90	87
25～29歳	184	171	175	190	184	178
30～34歳	252	243	184	232	191	201
35～39歳	127	142	141	154	154	151
40～44歳	29	43	49	40	39	34
45～49歳	0	1	0	2	3	1
50歳以上	1	0	0	0	0	0
合計	704	713	667	736	676	668

資料：沖縄県「衛生統計年報（人口動態編）」

③ 子どものいる世帯の状況

令和2年国勢調査より18歳未満世帯員のいる一般世帯数をみると、本市は6,324世帯で、一般世帯総数の22.3%を占めています。18歳未満の子どもがいるひとり親世帯に注目すると、母子世帯は625世帯、父子世帯は64世帯で、18歳未満の子どもがいる世帯総数(6,324世帯)に占める割合は約1割(母子世帯9.9%、父子世帯1.0%)となっています。

ひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯は平成27年に多くなったものの、おおね横ばいとなっている一方で、父子世帯は減少傾向にあります。

■ 世帯類型別一般世帯数及び18歳未満世帯員のいる一般世帯数（令和2年）

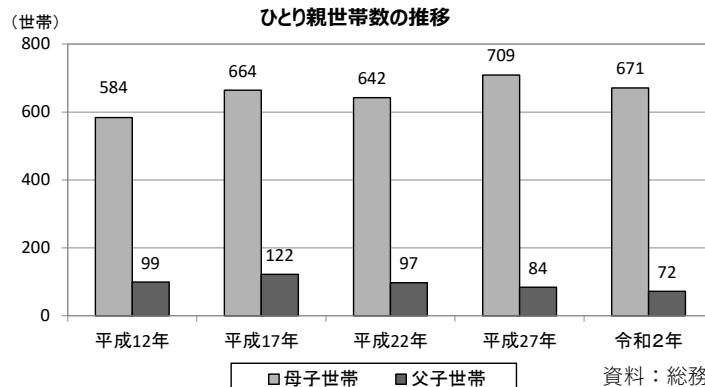
	沖縄県			名護市			那覇市			宜野湾市		
	一般世帯	うち18歳未満世帯員のいる一般世帯	割合	一般世帯	うち18歳未満世帯員のいる一般世帯	割合	一般世帯	うち18歳未満世帯員のいる一般世帯	割合	一般世帯	うち18歳未満世帯員のいる一般世帯	割合
総数	613,294	150,439	24.5%	28,362	6,324	22.3%	144,011	30,217	21.0%	44,113	10,567	24.0%
A 親族のみの世帯 ※1	374,684	149,195	39.8%	15,454	6,255	40.5%	79,761	30,022	37.6%	25,195	10,460	41.5%
I 核家族世帯	338,232	134,353	39.7%	14,009	5,633	40.2%	72,286	27,228	37.7%	23,148	9,637	41.6%
II 核家族以外の世帯	36,452	14,842	40.7%	1,445	622	43.0%	7,475	2,794	37.4%	2,047	823	40.2%
B 非親族を含む世帯 ※2	7,940	1,096	13.8%	314	43	13.7%	1,552	149	9.6%	763	102	13.4%
C 単独世帯 ※3	229,602	148	0.1%	12,581	26	0.2%	62,298	46	0.1%	18,087	5	0.0%
不詳	1,068	-	-	13	-	-	400	-	-	68	-	-
(再掲) 母子世帯 ※4	13,575	12,486	92.0%	671	625	93.1%	2,721	2,450	90.0%	846	761	90.0%
(再掲) 父子世帯 ※5	1,651	1,446	87.6%	72	64	88.9%	266	230	86.5%	79	73	92.4%

	浦添市			糸満市			沖縄市			豊見城市		
	一般世帯	うち18歳未満世帯員のいる一般世帯	割合	一般世帯	うち18歳未満世帯員のいる一般世帯	割合	一般世帯	うち18歳未満世帯員のいる一般世帯	割合	一般世帯	うち18歳未満世帯員のいる一般世帯	割合
総数	47,249	12,633	26.7%	23,205	6,354	27.4%	60,453	15,201	25.1%	24,537	7,546	30.8%
A 親族のみの世帯 ※1	29,946	12,456	41.6%	15,521	6,292	40.5%	35,985	15,083	41.9%	17,048	7,491	43.9%
I 核家族世帯	27,425	11,384	41.5%	13,980	5,629	40.3%	32,730	13,708	41.9%	15,722	6,904	43.9%
II 核家族以外の世帯	2,521	1,072	42.5%	1,541	663	43.0%	3,255	1,375	42.2%	1,326	587	44.3%
B 非親族を含む世帯 ※2	962	166	17.3%	302	50	16.6%	682	110	16.1%	321	52	16.2%
C 単独世帯 ※3	16,256	11	0.1%	7,339	12	0.2%	23,663	8	0.0%	7,149	3	0.0%
不詳	85	-	-	43	-	-	123	-	-	19	-	-
(再掲) 母子世帯 ※4	998	893	89.5%	501	460	91.8%	1,231	1,136	92.3%	570	529	92.8%
(再掲) 父子世帯 ※5	96	86	89.6%	64	54	84.4%	146	126	86.3%	57	53	93.0%

	うるま市			南城市			石垣市			宮古島市		
	一般世帯	うち18歳未満世帯員のいる一般世帯	割合	一般世帯	うち18歳未満世帯員のいる一般世帯	割合	一般世帯	うち18歳未満世帯員のいる一般世帯	割合	一般世帯	うち18歳未満世帯員のいる一般世帯	割合
総数	48,067	13,019	27.1%	15,842	4,402	27.8%	22,006	4,905	22.3%	24,174	5,007	20.7%
A 親族のみの世帯 ※1	32,003	12,902	40.3%	11,677	4,375	37.5%	12,255	4,865	39.7%	13,983	4,967	35.5%
I 核家族世帯	27,886	11,121	39.9%	10,345	3,838	37.1%	11,124	4,404	39.6%	12,771	4,456	34.9%
II 核家族以外の世帯	4,117	1,781	43.3%	1,332	537	40.3%	1,131	461	40.8%	1,212	511	42.2%
B 非親族を含む世帯 ※2	655	111	16.9%	148	26	17.6%	361	34	9.4%	295	37	12.5%
C 単独世帯 ※3	15,398	6	0.0%	4,003	1	0.0%	9,365	6	0.1%	9,867	3	0.0%
不詳	11	-	-	14	-	-	25	-	-	29	-	-
(再掲) 母子世帯 ※4	1,479	1,365	92.3%	354	339	95.8%	511	477	93.3%	512	490	95.7%
(再掲) 父子世帯 ※5	200	183	91.5%	61	52	85.2%	81	70	86.4%	95	85	89.5%

	沖縄県 市部		
	一般世帯	うち18歳未満世帯員のいる一般世帯	割合
総数	482,019	116,175	24.1%
A 親族のみの世帯 ※1	288,828	115,168	39.9%
I 核家族世帯	261,426	103,942	39.8%
II 核家族以外の世帯	27,402	11,226	41.0%
B 非親族を含む世帯 ※2	6,355	880	13.8%
C 単独世帯 ※3	186,006	127	0.1%
不詳	830	-	-
(再掲) 母子世帯 ※4	10,394	9,525	91.6%
(再掲) 父子世帯 ※5	1,217	1,076	88.4%

- ※1 親族のみの世帯：二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯。なお、平成17年以前は親族のみの世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合は、親族世帯に含めている。
- ※2 非親族を含む世帯：二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがない世帯。
- ※3 単独世帯：世帯員が一人の世帯。
- ※4 母子世帯：未婚、死別又は離別の母親と、未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。
- ※5 父子世帯：未婚、死別又は離別の父親と、未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。



(3) 婚姻等の状況

婚姻件数、婚姻率はともに、直近10年で増減を繰り返しながらやや減少傾向がみられ、特に令和元年以降はその傾向が顕著に表れています。本市の婚姻率は令和3年で4.6%（パーミル）となっており、全国の4.1%と比較すると高いものの、沖縄県の4.8%と比較すると低い状況です。

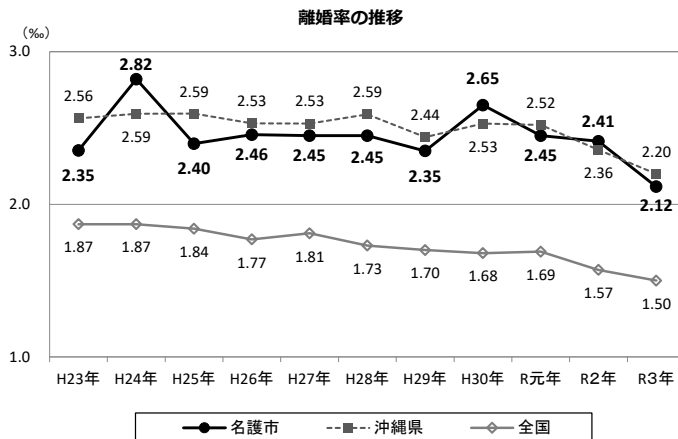
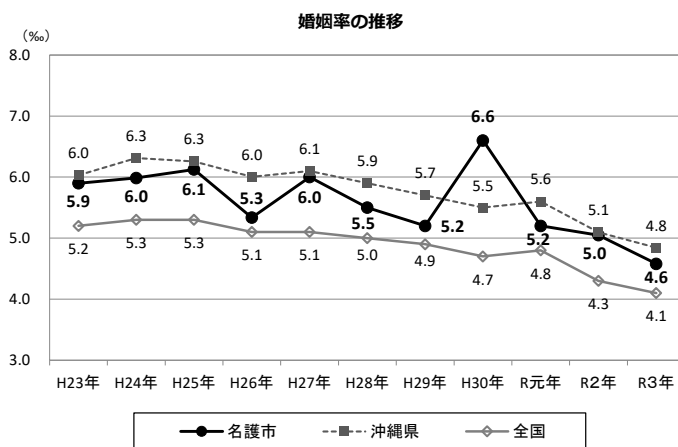
また、離婚件数、離婚率においても、婚姻状況と同様に、令和元年以降は減少傾向にあります。離婚率は全国と比較して高く、沖縄県とほぼ同様となっています。

■ 婚姻離婚の状況

	婚 姻				離 婚			
	名護市		沖縄県	全国	名護市		沖縄県	全国
	婚姻件数	婚姻率	婚姻率	婚姻率	離婚件数	離婚率	離婚率	離婚率
平成23年	356	5.9	6.0	5.2	142	2.35	2.56	1.87
平成24年	363	6.0	6.3	5.3	171	2.82	2.59	1.87
平成25年	373	6.1	6.3	5.3	146	2.40	2.59	1.84
平成26年	328	5.3	6.0	5.1	151	2.46	2.53	1.77
平成27年	369	6.0	6.1	5.1	150	2.45	2.53	1.81
平成28年	342	5.5	5.9	5.0	151	2.45	2.59	1.73
平成29年	325	5.2	5.7	4.9	146	2.35	2.44	1.70
平成30年	411	6.6	5.5	4.7	164	2.65	2.53	1.68
令和元年	324	5.2	5.6	4.8	152	2.45	2.52	1.69
令和2年	318	5.0	5.1	4.3	152	2.41	2.36	1.57
令和3年	290	4.6	4.8	4.1	134	2.12	2.20	1.50

※婚姻率(単位:‰)＝年間婚姻届出件数/10月1日現在全体人口×1000

※離婚率(単位:‰)＝年間離婚届出件数/10月1日現在全体人口×1000

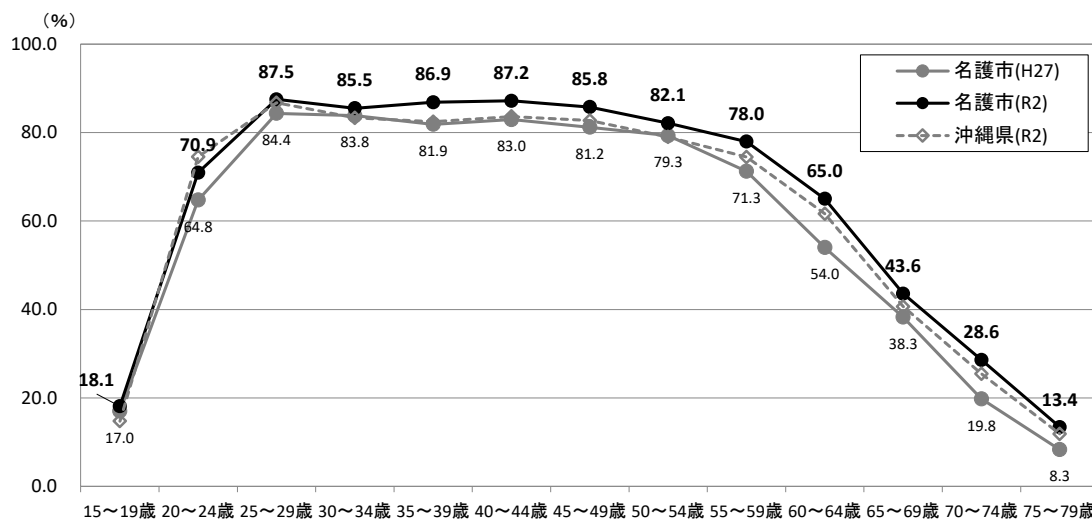


資料：沖縄県「人口動態統計」

(4) 労働等の状況

年齢階級別の女性の労働力率をみると、平成27年と比較して令和2年は全ての年齢階級で労働力率が上昇しています。出生数の多い25～39歳の労働力率は85.5～87.5%と他年齢階級に比べて高いものの、30～34歳で労働力率が若干下がる傾向がみられます。

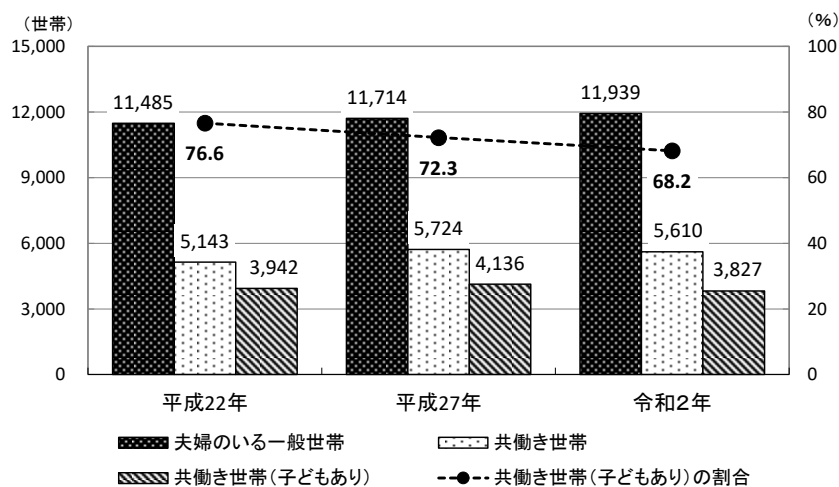
■ 年齢階級別労働力率の推移（女性）



資料：総務省統計局「国勢調査結果」

国勢調査による共働き世帯の状況では、共働き世帯数はほぼ横ばいで推移しています。子どものいる共働き世帯数をみると、令和2年では3,827世帯で共働き世帯に占める割合は7割弱（68.2%）となっており、平成22年以降、減少傾向で推移しています。

■ 共働き世帯の状況



資料：総務省統計局「国勢調査結果」

(5) 幼稚園・小中学校の状況

① 幼稚園

令和4年12月現在、名護市内の幼稚園は公立が12園、私立が1園の計13園となっています。公立幼稚園のうち、真喜屋、稲田、久辺、屋我地幼稚園の4園が休園となっており、8園での受け入れ(11学級・184人)となっています。私立幼稚園1園では3学級の75人が通園しています。公立と私立幼稚園をあわせ、3歳～5歳児の259人が通園しています。

■ 幼稚園の状況 (令和4年12月現在)

(単位:人、学級)

幼稚園名	教員数	園児数				計	学級数
		3歳	4歳	5歳			
公立	1 瀬喜田	2	0	0	3	3	1
	2 東江	1	0	6	10	16	1
	3 名護	4	0	0	42	42	2
	4 大北	3	0	0	30	30	1
	5 大宮	2	0	0	32	32	2
	6 真喜屋	—	—	—	—	0	—
	7 羽地	1	0	0	13	13	1
	8 稲田	—	—	—	—	0	—
	9 久辺	—	—	—	—	0	—
	10 屋部	4	0	0	43	43	2
	11 安和	1	0	3	2	5	1
	12 屋我地	—	—	—	—	0	—
私立	13 うみのほし	11	30	29	16	75	3
合計		29	30	38	191	259	14

資料：名護市保育・幼稚園課



② 小学校

令和4年12月現在、名護市内の公立小学校は14校（うち分校1校）で、学級数は223学級、児童数は4,421人となっています。なお、屋我地ひるぎ学園及び緑風学園は小中一貫教育校となっています。

■ 小学校の状況（令和4年12月現在）

（単位：人、学級）

小学校名	1学年		2学年		3学年		4学年		5学年		6学年		特別支援		計	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1 瀬喜田	4	1	8	1	13	1	5	1	8	1	11	1	3	2	52	8
2 東江	55	2	64	2	61	2	61	2	71	3	53	2	33	6	398	19
3 名護	119	4	123	5	156	5	115	4	140	4	141	4	44	8	838	34
4 大北	87	3	88	3	81	3	82	3	88	3	79	3	40	7	545	25
5 大宮	146	5	141	5	129	4	123	4	137	4	136	4	54	8	866	34
6 真喜屋	8	1	17	1	11	1	9	1	13	1	14	1	5	3	77	9
7 羽地	54	3	63	2	54	2	56	2	59	2	52	2	18	4	356	17
8 稲田	23	1	11	1	16	1	14	1	16	1	15	1	2	1	97	7
9 久辺	24	1	24	1	22	1	15	1	28	1	24	1	11	3	148	9
10 緑風学園	12	1	9	1	15	1	21	1	16	1	14	1	13	4	100	10
11 屋部	126	5	114	4	110	4	112	4	104	3	110	4	45	9	721	33
12 中山分校	2	0.5	4	0.5	0	0.0	0	0.0	—	—	—	—	1	1	6	1
13 安和	13	1	15	1	13	1	16	1	9	1	15	1	9	2	90	8
14 屋我地ひるぎ学園	19	1	19	1	15	1	21	1	21	1	18	1	14	3	127	9
合計	692	29.5	700	28.5	696	27.0	650	26.0	710	26	682	26	292	61	4,421	223

資料：名護市教育委員会学校教育課

③ 中学校

令和4年12月現在、名護市内の公立中学校は8校で、学級数は109学級、生徒数は2,096人となっています。私立中学校は1校で、令和3年度時点で、各学年1学級の合計3学級、生徒数は48人となっています。

■ 中学校の状況（令和4年12月現在）

（単位：人、学級）

中学校名	1学年		2学年		3学年		特別支援		計		
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	
公立	1 東江	74	3	77	3	74	3	35	6	260	15
	2 名護	198	6	198	6	212	6	65	11	673	29
	3 大宮	126	4	139	4	111	4	18	4	394	16
	4 羽地	81	3	78	3	75	3	27	6	261	15
	5 久辺	19	1	22	1	25	1	7	3	73	6
	6 緑風学園	19	1	16	1	14	1	15	4	64	7
	7 屋部	111	4	93	3	97	3	21	5	322	15
	8 屋我地ひるぎ学園	20	1	12	1	11	1	6	3	49	6
私立	9 沖縄三育	12	1	18	1	18	1	—	—	48	3
合計	660	24	653	23	637	23	194	42	2,144	112	

※沖縄三育は令和3年度現在

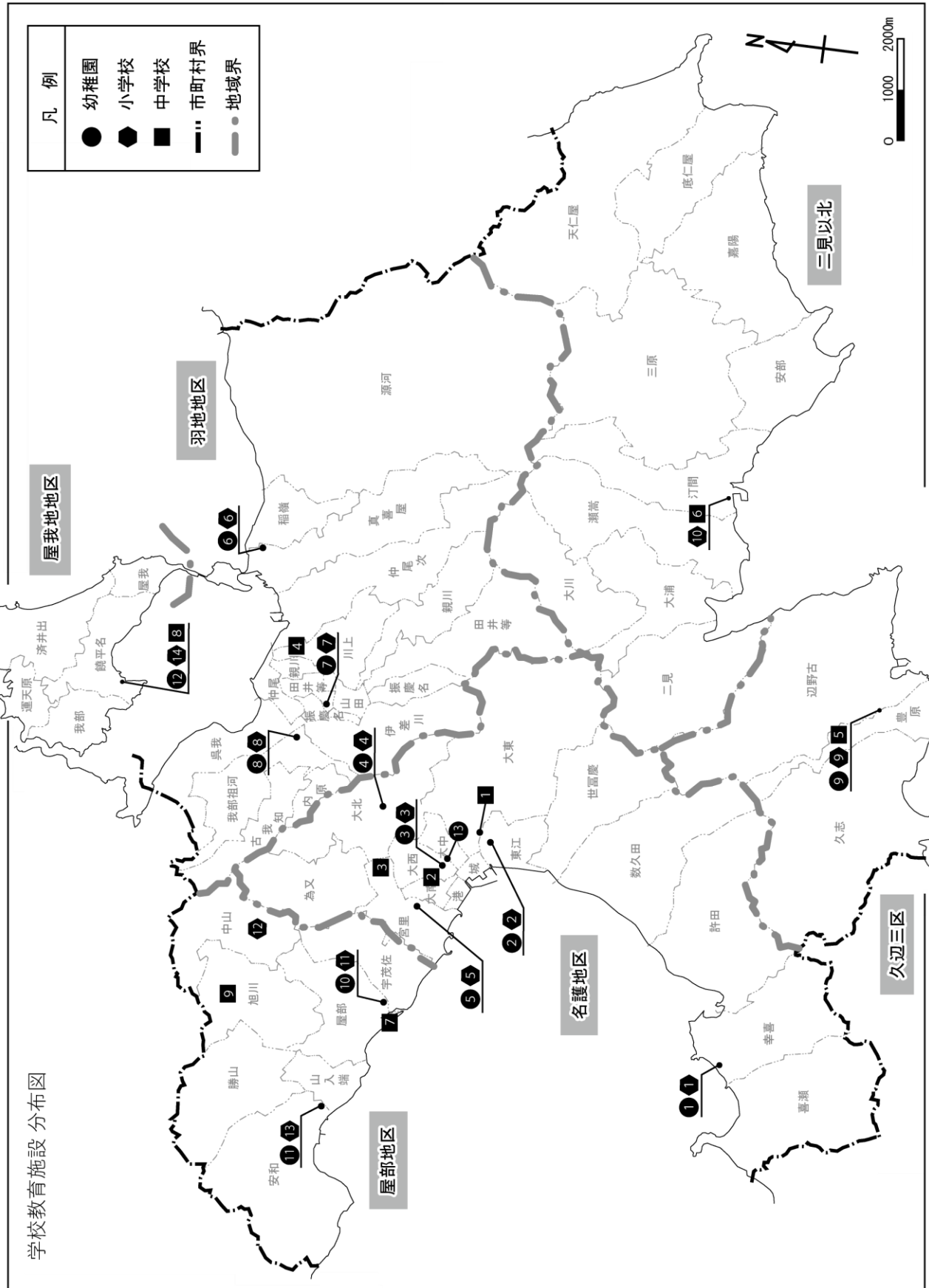
資料：名護市教育委員会学校教育課

■ 学校教育施設の一覧（令和4年度現在）

種別	NO	学 校 名	所 在 地
幼 稚 園	公 立	1 瀬喜田幼稚園	幸喜4-1
		2 東江幼稚園	東江1-7-21
		3 名護幼稚園	大西2-2-22
		4 大北幼稚園	大北4-19-32
		5 大宮幼稚園	宮里5-13-7
		6 真喜屋幼稚園	真喜屋571
		7 羽地幼稚園	田井等601-2
		8 稲田幼稚園	我部祖河440-1
		9 久辺幼稚園	豊原208
		10 屋部幼稚園	屋部47
		11 安和幼稚園	安和174
		12 屋我地幼稚園	饒平名159
	私立	13 うみのほし幼稚園	大中2-3-30
小 学 校	公 立	1 瀬喜田小学校	幸喜4-1
		2 東江小学校	東江1-7-2
		3 名護小学校	大西2-2-22
		4 大北小学校	大北4-19-37
		5 大宮小学校	宮里5-13-22
		6 真喜屋小学校	真喜屋571
		7 羽地小学校	田井等601-2
		8 稲田小学校	我部祖河440-1
		9 久辺小学校	豊原208
		10 緑風学園(久志小学校)	汀間122
		11 屋部小学校	屋部47
		12 屋部小学校 中山分校	中山208-1
		13 安和小学校	安和174
		14 屋我地ひるぎ学園(屋我地小学校)	饒平名159
中 学 校	公 立	1 東江中学校	大東2-1-1
		2 名護中学校	大西2-2-33
		3 大宮中学校	宮里7-2-66
		4 羽地中学校	仲尾次770
		5 久辺中学校	豊原208
		6 緑風学園(久志中学校)	汀間122
		7 屋部中学校	屋部546
		8 屋我地ひるぎ学園(屋我地中学校)	饒平名159
	私立	9 沖縄三育中学校	旭川837

資料：名護市教育委員会 他

学校教育施設分布図



(6) 保育所・認定こども園等の状況

① 認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所の児童数の状況

令和4年12月現在、認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所に入所する、0～5歳の児童数は合計3,340人となっています。

種別にみると、認可保育所は30箇所、児童数は2,441人となっています。認定こども園は、令和3年9月に名護市立緑風こども園が開園し、計8箇所、児童数は740人となっています。小規模保育事業所は、令和4年に3箇所が開園し、施設数は計9箇所、児童数は159人となっています。

■ 認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所の状況（令和4年12月現在）

(単位:人)

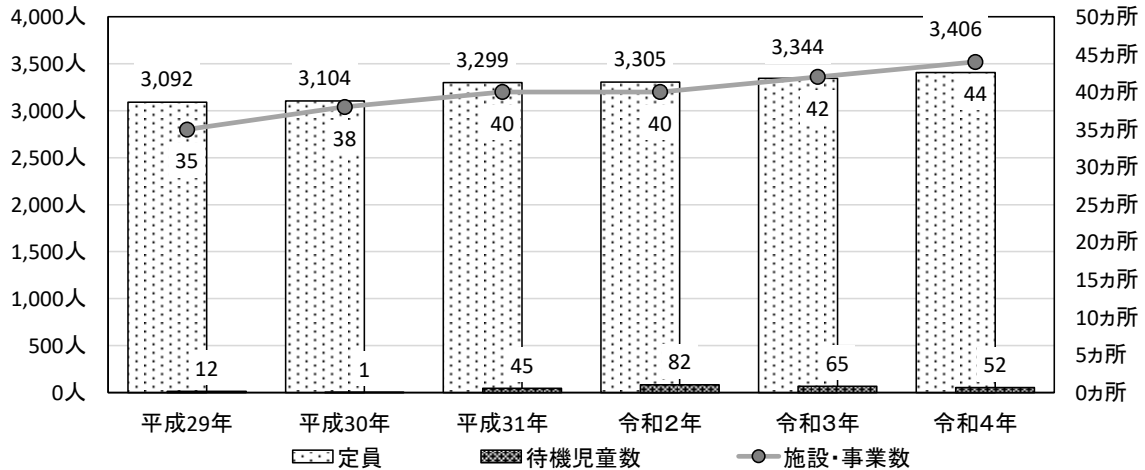
	施設名	入所児童数					計	
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳		5歳
認可保育所	1 やまびこ久辺保育園	9	18	18	20	20	14	99
	2 滝の子保育園	12	18	17	20	17	16	100
	3 東江保育園	11	18	22	27	23	17	118
	4 あい中央保育園	12	16	18	19	20	16	101
	5 あい保育園	15	15	15	17	18	14	94
	6 夢が丘保育園	0	13	9	12	2	0	36
	7 星のしずく保育園分園NICO	6	12	12	0	0	0	30
	8 実りの里保育園	12	18	18	18	17	19	102
	9 名護さくら保育園	6	12	12	17	15	16	78
	10 うむさ保育園分園	0	12	11	0	0	0	23
	11 うむさ保育園	6	12	12	20	17	7	74
	12 星のしずく保育園	12	17	23	39	38	23	152
	13 実りの森保育園	0	6	18	21	18	19	82
	14 太陽の子保育園	6	18	24	24	24	21	117
	15 まなびの保育園	4	7	2	4	5	0	22
	16 やまびこ保育園	21	22	23	25	25	21	137
	17 いとし子保育園	0	12	12	18	17	11	70
	18 あおぞらの子保育園	3	10	11	13	12	7	56
	19 チャイルド・リンク保育園	9	12	6	12	12	6	57
	20 風の子保育園	9	12	12	12	12	11	68
	21 キリン保育園	3	9	9	9	8	2	40
	22 エレミヤ保育園	18	23	23	23	24	17	128
	23 しらかば保育園	0	12	13	15	16	13	69
	24 すだつ保育園	6	12	12	24	23	18	95
	25 伊差川保育園	9	18	18	25	27	27	124
	26 すだつ羽地保育園	6	12	18	19	23	20	98
	27 銀のすず保育園	12	18	18	20	13	13	94
	28 聖ルカ保育園	6	12	9	15	11	7	60
	29 大宮保育園	3	12	12	14	15	0	56
	30 ラ・ラ・ラ保育園	3	11	12	13	13	9	61
認定こども園	1 名護市立 緑風こども園	7	12	14	15	12	17	77
	2 あすなる認定こども園	10	15	16	20	22	21	104
	3 あすなる第2認定こども園	3	3	3	4	2	1	16
	4 あすなる東認定こども園	6	6	18	18	22	22	92
	5 あすなるグレース認定こども園	9	19	21	25	25	24	123
	6 海青こども園	3	12	12	24	24	22	97
	7 なごうら認定こども園	18	18	24	25	29	25	139
	8 名護栄光幼稚園	0	0	12	26	27	27	92
保育小規模事業所	1 ウキリ幼児園	4	7	5	—	—	—	16
	2 明星保育園	6	9	5	—	—	—	20
	3 小規模保育園 みなと	6	6	6	—	—	—	18
	4 ひまわり保育園	6	6	7	—	—	—	19
	5 そだちの環保育園	6	6	4	—	—	—	16
	6 サンライズキッズ保育園名護園	3	6	7	—	—	—	16
	7 みらいじゅごん保育園	6	9	4	—	—	—	19
	8 いちごレイラニ保育園宇茂佐の森	6	11	0	—	—	—	17
	9 なごうらキッズ園	6	6	6	—	—	—	18
合計		324	570	603	672	648	523	3,340

資料：名護市保育・幼稚園課

② 保育所等入所待機の状況

令和4年4月現在、本市の保育所等施設・事業所数は44箇所、定員3,406人となっており、年々増加傾向にあります。一方、待機児童数は52人となっており、令和2年度をピークに減少してきているものの、待機児童が一定数みられる状況です。

■ 保育所等入所待機児童数（各年4月1日現在）



※待機児童とは、各市町村へ保育所入所申し込みをされていて、入所要件を満たしているにもかかわらず、保育士不足等の理由で入所を待機している児童をいいます。

資料：沖縄県子育て支援課「各市町村別保育所入所待機児童数」、名護市子育て支援課

③ 認可外保育施設・企業主導型保育事業所利用状況

令和4年12月現在、認可外保育施設は7箇所となっており、そのうち6箇所の入所児童数は計93人となっています。企業主導型保育事業所は2箇所、入所児童数は計49人となっています。

■ 認可外保育施設・企業主導型保育事業所利用状況

	施設数	入所児童数						計
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
認可外保育施設	7	30	19	21	14	9	0	93
企業主導型保育事業所	2	7	19	8	12	3	0	49

※認可外保育施設7施設のうち1施設については入所児童数不明。

資料：名護市保育・幼稚園課

■ 保育施設・認定こども園等の一覧（令和4年度現在）

種別	NO	施設名	所在地	備考	
認可保育所	私立（法人）	1	やまびこ久辺保育園	辺野古922-32	
		2	滝の子保育園	数久田829-1	
		3	東江保育園	東江1-10-24	
		4	あい中央保育園	大中2-1-27	
		5	あい保育園	大中3-6-25	
		6	夢が丘保育園	大西4-12-1	
		7	星のしずく保育園分園 NICO	宮里1-24-9	
		8	実りの里保育園	宮里4-5-17	
		9	名護さくら保育園	宮里5-7-9	
		10	うむさ保育園分園	宮里5-11-52	
		11	うむさ保育園	宇茂佐110-2	
		12	星のしずく保育園	宇茂佐1686	
		13	実りの森保育園	宇茂佐1966-89	
		14	太陽の子保育園	宇茂佐の森1-8-5	
		15	まなびの保育園	屋部242-4	
		16	やまびこ保育園	屋部1697-1	
		17	いとし子保育園	為又285-2	
		18	あおぞらの子保育園	為又1219-297	
		19	チャイルド・リンク保育園	為又1220-228	
		20	風の子保育園	中山1029-9	
		21	キリン保育園	安和83	
		22	エレミヤ保育園	大北3-7-14	
		23	しらかば保育園	大北3-20-3	
		24	すだつ保育園	大北4-24-14	
		25	伊差川保育園	伊差川224-2	
		26	すだつ羽地保育園	田井等601-4	
		27	銀のすず保育園	真喜屋682	
		28	聖ルカ保育園	済井出12-2	
		29	大宮保育園	宮里875-19	
		30	ラ・ラ・ラ保育園	宇茂佐824-4	
認定こども園	市立	1	緑風こども園	汀間122	
	私立（法人）	2	あすなる認定こども園	大東3-17-9-1	幼保連携型
		3	あすなる第2認定こども園	大東3-17-9-1	
		4	あすなる東認定こども園	東江2-6-9	
		5	あすなるグレース認定こども園	大北1-18-4	
		6	海青こども園	大西3-14-3	
		7	なごうら認定こども園	屋部1716-1	
		8	名護栄光幼稚園	為又506-10	幼稚園型
小規模保育事業所	私立（法人）	1	ウキリ幼児園	宇茂佐458-8	
		2	明星保育園	屋部468-47	
		3	小規模保育園 みなと	宮里1-17-8	
		4	ひまわり保育園	大中3-4-15	
		5	そだちの環保育園	大南2-9-9	
		6	サンライズキッズ保育園名護園	大中2-7-15	
		7	みらいじゅごん保育園	大東1-5-34	
		8	いちごレイラニ保育園 宇茂佐の森	宇茂佐の森3-5-8	
		9	なごうらキッズ園	屋部1716-3	
認可外保育施設	事業所内	1	リリー保育園（北部地区医師会病院）	宇茂佐1710-10	従業員の子のみ
		2	託児所 どんぐり（名護療育医療センター）	宇茂佐1869	地域枠の設定あり
	個人	3	Little Herats プリス쿨	許田610-3	
		4	ぶりハウス	宮里7-3-29	
		5	ちびっこはうす すまいる	宮里5-11-51-1	
		6	にじいろ保育園	大東3-13-14	
	主務型 企業 その他	7	カヌチャベイリゾート保育園（株式会社カヌチャベイリゾート）	安部156-2	地域枠の設定あり
		8	豊明保育園	屋部468-49	地域枠の設定あり
		9	名護栄光幼稚園	為又506-10	
		10	キズナセンター	-	個人・居宅訪問型

資料：名護市保育・幼稚園課 他

(7) 子育て支援施設等の状況

ア 子育て支援施設・病児保育施設・放課後児童クラブ

■ 子育て支援施設の一覧（令和4年度現在）

NO	施設名	所在地	備考
1	子育て支援センター あしびなー（実りの里保育園）	宮里4-5-17	地域子育て支援拠点事業
2	地域子育て支援センター あい（あい保育園）	大中3-6-25	
3	子育て支援ひろば パンのモルム（銀のすず保育園）	真喜屋682	
4	子育てひろば ヤッホーハウス（やまびこ保育園）	屋部1697-1	
5	地域子育て支援センター すだっちクラブ（すだつ保育園）	大北4-24-14	
6	名護市児童センター	（仮設）大南2-1-25	
7	名護市ファミリー・サポート・センター	大中3-9-1-2F	ファミリー・サポート・センター事業

資料：名護市子育て支援課

■ 病児保育施設の一覧（令和4年度現在）

NO	施設名	所在地	備考
1	名護療育医療センター ばんび	宇茂佐1765	病児保育事業
2	育ちのクリニック ばんび2	大東2-23-30	

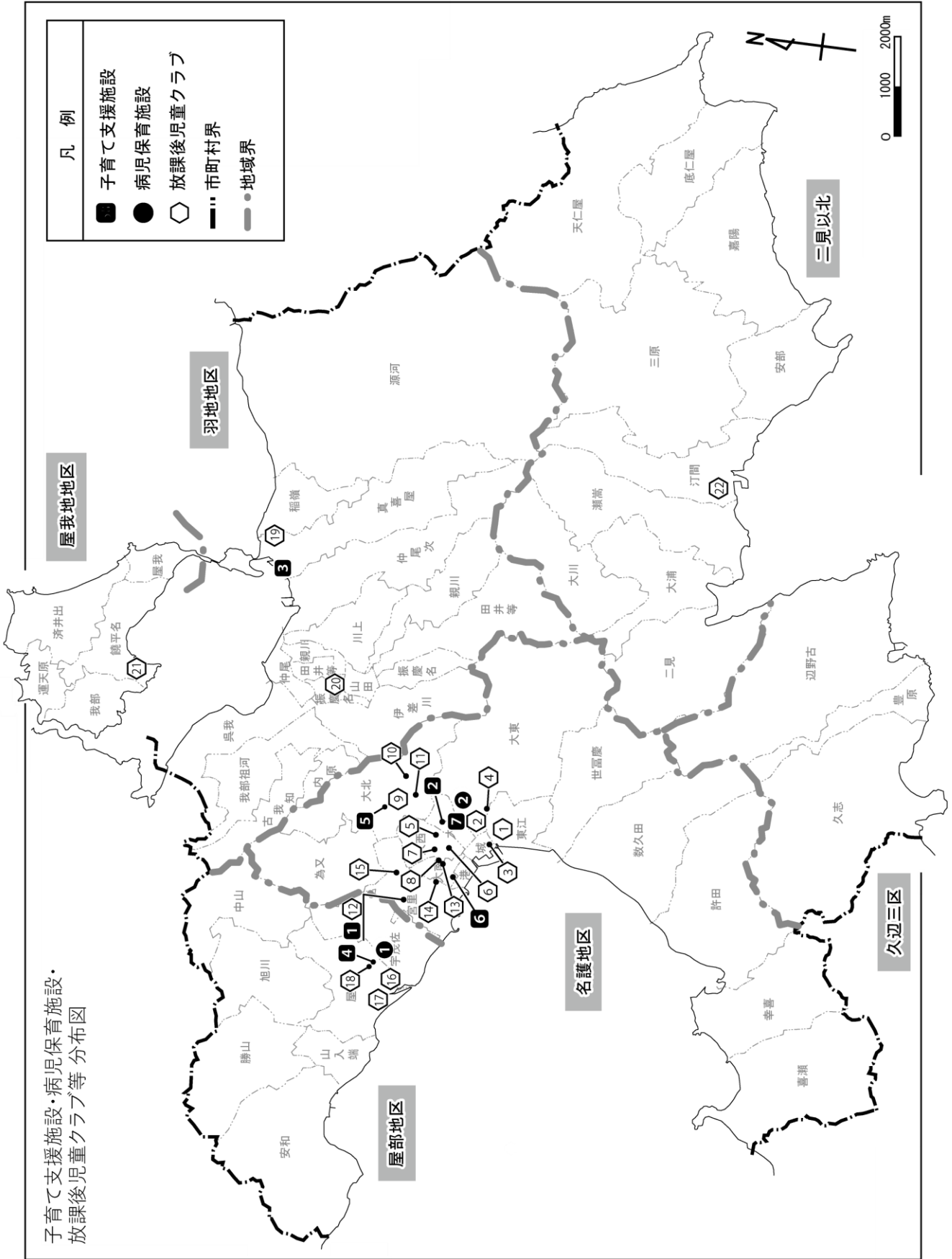
資料：名護市子育て支援課

■ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の一覧（令和4年度現在）

NO	放課後児童クラブ名	所在地	受入れ小学校	校区
1	ほのぼの学童	東江1-25-8（東江公民館内）	東江小	東江小
2	にこにこ学童	大東1-21-23（大東区公民館内）	東江小	
3	さくら学童学習教室	城2-12-3	東江小・名護小・大宮小	
4	地域子育て広場びび学童クラブ	大東2-2-1	東江小・名護小	
5	にこにこ学童（大西クラブ）	大西3-8-12（大西公民館内）	名護小	名護小
6	名護ひかり学童クラブ	大西2-2-22（名護幼稚園内）	名護小	
7	スマイル学童	大西4-6-1-1	名護小	
8	オズ学童クラブ	大南3-11-9	名護小・大宮小	
9	学童保育エレミヤ学園	大北3-7-18	大北小・名護小・羽地小	大北小
10	エレミヤ学童クラブ	大北3-8-2	大北小・名護小・羽地小	
11	ほのぼの学童大北校	大北1-11-33	大北小	
12	学童ちびっ子ハウス	宮里4-5-17（実りの里保育園内）	実りの里保育園卒園生優先・大宮小	大宮小
13	ハッピー学童	大南2-16-26（大南公民館内）	大宮小	
14	学童クラブ ビビディ	宮里1-3-16	大宮小・名護小	
15	ほほえみ学童教室	宮里6-2-9	大宮小・大北小	
16	やまびこCLUB	屋部45-1	屋部小	屋部小
17	やんばる学童	屋部377	屋部小	
18	やんばるやぶ学童	屋部121	屋部小・安和小	
19	すずめ学童クラブ	真喜屋571（真喜屋幼稚園内）	羽地小・真喜屋小・稲田小・屋我地ひるぎ学園	真喜屋小
20	すだつ児童クラブ	田井等601-2（羽地幼稚園内）	羽地小・真喜屋小・稲田小	羽地小
21	聖ルカやがじ学童クラブ	鏡平名159（屋我地幼稚園内）	屋我地ひるぎ学園	屋我地
22	緑風学童クラブ	汀間122（緑風学園内）	緑風学園	緑風

資料：名護市子育て支援課

子育て支援施設・病児保育施設・
放課後児童クラブ等分布図



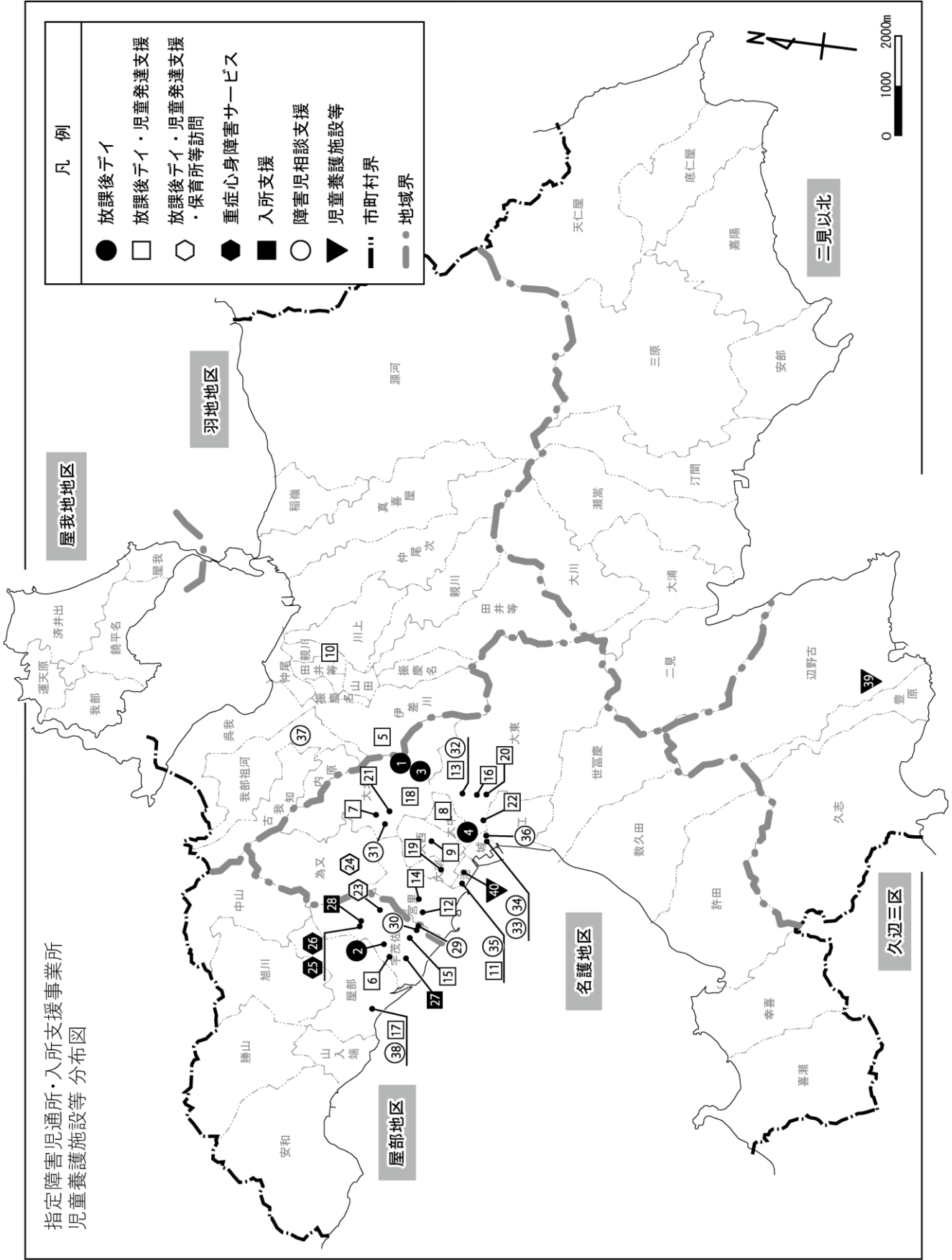
イ その他児童福祉・養護施設等

■ 指定障害児通所・入所支援事業所、養護施設等の一覧

NO	施設名	所在地	サービス種類	
1	学びの郷	大北3-21-3-1F	放課後等デイサービス	
2	児童デイサービス・アニマート名護うむさの森	宇茂佐の森4-19-4-102		
3	アバンツアーレスポーツなご	大北2-10-1		
4	放課後等デイサービス はあと	大中1-18-35-103		
5	おれんじキッズ&児童デイサービス・アニマート名護いさがわ	伊差川232	放課後等デイサービス・児童発達支援	
6	おもちゃ箱なご	宇茂佐の森3-3-3		
7	DREAM SHIP大北	大北5-12-32		
8	おもちゃ箱なごplus	大中4-19-8		
9	多機能型福祉サービス スキップ	大西3-20-16-1F		
10	DREAM SHIP	親川1375-1		
11	名護市ことばの教室「にこにこ」	港2-1-1		
12	こども発達サポート ポップ	宮里3-1-20-2F		
13	メロディーハウス	大東3-18-13		
14	レインボーキッズ	宮里5-11-43		
15	児童デイサービス 発達ラボ 名護教室	宇茂佐の森2-14-6-102		
16	スカイキッズ	大東2-6-11		
17	おれんじキッズ&児童デイサービス・アニマート名護やぶ	屋部516-101		
18	アバンツアーレスポーツなご第2	大北1-19-29		
19	PREP semi	大南2-14-9		
20	デイサービスレイラニ名護大東	大東2-12-13		
21	DREAM SHIP大北2	大北5-4-12-202		
22	みらいちむぐる	大東1-5-34-2F		
23	Atelier みらくやんばる	宇茂佐1543	放課後等デイサービス・児童発達支援・保育所等訪問支援	
24	児童発達支援センターパステル	為又1015-1		
25	児童発達支援事業所「ひまわり」	宇茂佐1869-2F		
26	児童発達支援事業所「きらり」	宇茂佐1869	児童発達支援(重症心身障害)	
27	福祉型障害児入所施設 名護わかば園	宇茂佐232-1	放課後等デイサービス(重症心身障害)	
28	名護療育医療センター	宇茂佐1765	障害児入所支援	
29	地域生活支援事業所「うむさばる」	宇茂佐の森1-16-6	医療型障害児入所支援	
30	地域生活支援センター あかり	宇茂佐の森1-17-9		
31	相談支援事業所 しまねこ	大北5-9-17-101		
32	指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所 ソレイユ	大東3-18-13		
33	北部障害者生活支援センターハーモニー	城2-16-12		
34	地域生活支援センター ウェーブ	城2-16-12		
35	指定障害児相談支援事業所「クブル」	港2-1-1		
36	特定非営利活動法人ワーカーズコープ相談支援事業所YURARI	城2-12-3-203		
37	相談支援事業所 Aide	我部祖河208-1		
38	相談支援事業所・アニマートなご	屋部516-201		
39	児童養護施設 なごみ	辺野古1009-7		障害児相談支援
40	児童家庭支援センター なごみ	港2-3-5		児童養護施設

資料：沖縄県障害福祉課「指定障害児通所・入所支援事業所情報（令和4年12月1日）」他

指定障害児通所・入所支援事業所
児童養護施設等 分布図



(8) 児童・家庭相談等の状況

本市の家庭児童相談室における対応件数は、令和2年度は延べ7,150件となっています。平成30～31年度の相談件数1万件超と、前年に比べて急増したものの、令和2年度では新型コロナウイルス感染拡大の影響からか減少傾向がみられます。

また、令和2年度の相談種別で最も多いのは「家族関係（「虐待」「その他」の計）」が2,136件で、中でも「虐待」は356件と過去5年間で最多となっています。次いで、「環境福祉」が1,820件と他種別に比べて多く、「学校生活（「人間関係」「登校拒否」「その他」の計）」では878件となっています。

■ 家庭児童相談室における相談種別対応延件数

相談内容	性格・生活習慣	知能・言語	学校生活			非行	家族関係		環境福祉	障がい	その他	計
			人間関係	登校拒否	その他		虐待	その他				
平成28年度	217	178	152	392	482	203	107	684	1,035	149	1,366	4,965
平成29年度	228	298	291	306	786	151	94	1,103	1,412	228	1,585	6,482
平成30年度	951	457	696	420	1,479	80	137	2,237	2,694	555	2,838	12,544
平成31年度	613	157	313	287	1,273	30	87	2,126	2,344	476	2,892	10,598
令和2年度	126	61	40	301	537	230	356	1,780	1,820	296	1,603	7,150

資料：福祉事務所の概要

令和2年度の女性相談の処理済み実人員は158人、延件数は2,284件となっています。過去5年の処理状況をみると、ほとんどが「助言・相談のみ」となっていますが、就労に関する「就職 自営」や暴力等に関する「婦人保護施設に入所」「婦人相談所・婦人相談員へ移送」が一定数みられます。

■ 女性相談処理件数

処理状況	処理済み実人員（年度中）											計	延件数 （年度内）
	婦人保護施設に入所	就職 自営	結婚	家庭へ送還	福祉事務所へ移送	婦人相談員へ移送	婦人相談所へ移送	へ相談所・婦人相談所	施設への移送	その他の関係機関	助言・指導のみ		
平成28年度	2	0	0	0	0	1	0	0	0	116	6	125	2,310
平成29年度	0	5	0	1	0	0	0	0	0	100	2	108	1,391
平成30年度	1	0	1	1	0	0	0	0	0	177	17	197	2,214
平成31年度	1	2	0	2	0	5	0	0	0	121	26	157	2,286
令和2年度	0	2	0	0	0	0	0	0	0	144	12	158	2,284

資料：福祉事務所の概要

(9) 名護市幼児ことばの教室の利用状況

幼児ことばの教室は、ことばの発達に遅れのある幼児（3～6歳）とその保護者を対象に、早期療育を図るための適切な指導や援助を行う場です。新規申請者は近年増加傾向にあり、令和2年度は71人となっています。また、延べ指導受給者は713人、延べ指導回数は1,102回となっています。

■ 名護市幼児ことばの教室利用状況

	新規申請者	実指導受給者	延べ指導受給者	延べ指導回数
平成28年度	40人	62人	465人	1,072回
平成29年度	33人	50人	532人	979回
平成30年度	31人	42人	452人	1,074回
平成31年度	67人	69人	582人	1,059回
令和2年度	71人	76人	713人	1,102回

資料：福祉事務所の概要

2 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

(1) 調査の目的

第2期名護市子ども・子育て支援事業計画の見直しにあたり、確保方策の見直しが必要な事業の「量の見込み」を算出するため、就学前の子どもがいるご家庭における教育・保育、子育て支援サービス等の「現在の利用状況」及び「今後の利用希望」を把握することを目的に実施しています。

(2) 調査の状況

- 調査対象： 名護市に居住する就学前児童の保護者
※令和4年4月1日時点で0～5歳の就学前の子どもがいる保護者を対象とし、0～5歳のきょうだいがいる場合は上の子を抽出
- 調査方法： 郵送による配布、郵送回収またはウェブ回答
- 調査期間： 令和5年1月5日（木）～令和5年1月31日（火）
- 回収状況： ・配布数 3,215件
・有効回収数 1,057件（有効回収率32.9%）
（郵送回収：701件、ウェブ回答：356件）

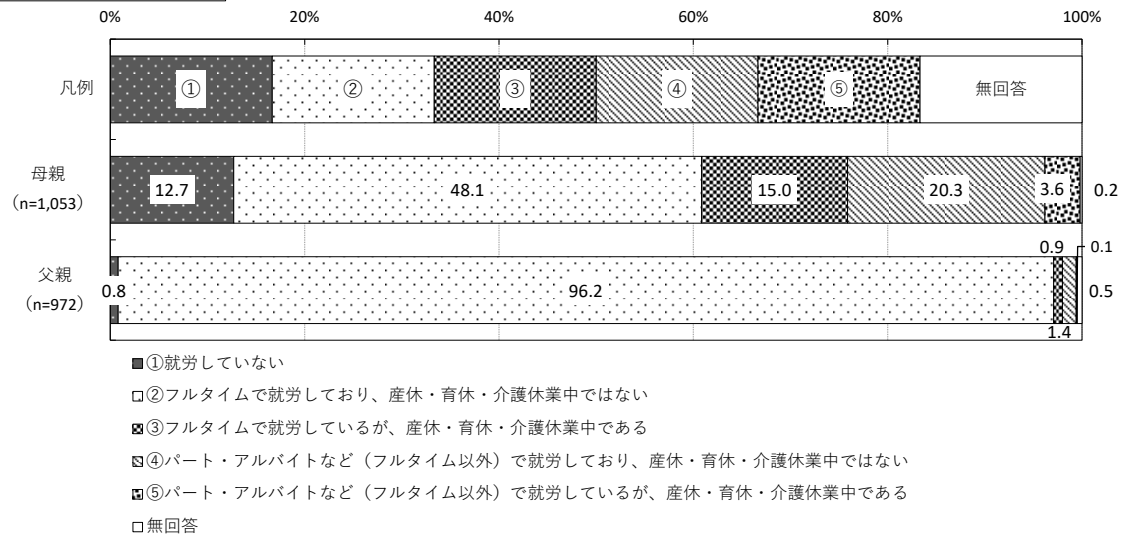
(3) 回答結果の見方

- ◆ 回答結果の割合はパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、単数回答であってもパーセントの合計が100%にならない場合があります。
- ◆ 複数回答の場合、選択肢ごとの有効回答数に対して割合を出しているため、各選択肢の割合の合計が100%を超える場合があります。
- ◆ グラフ中の「n」は、その設問の回答者数（母数）を表しています。

(4) 調査の結果 (抜粋)

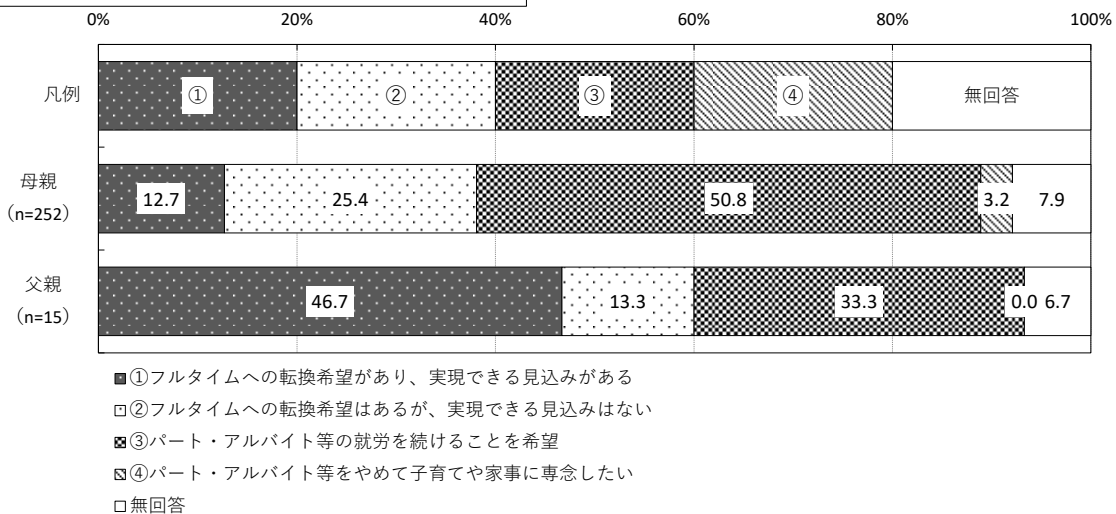
- 保護者の就労状況をみると、母親では「②フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が5割弱(48.1%)で最も高く、次いで「④パート・アルバイトなど(フルタイム以外)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(20.3%)となっています。
- 父親では「②フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が96.2%とほとんどを占めています。

問7 母親と父親の就労状況



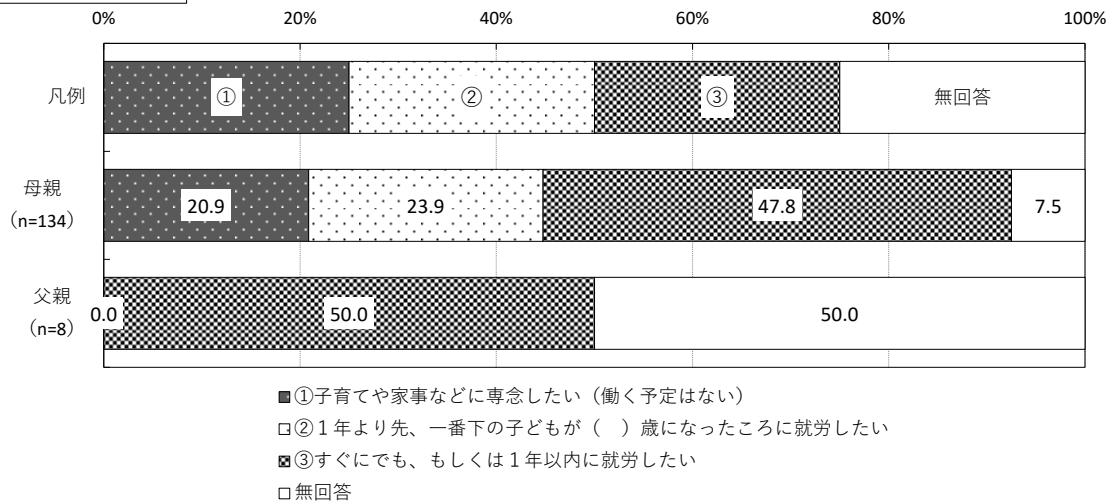
- パート・アルバイト等で就労している方のフルタイムへの転換希望をみると、母親では「③パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が約5割(50.8%)で最も高く、次いで「②フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が3割弱(25.4%)となっています。

問8 パート・アルバイトからフルタイムへの転換希望の有無



●就労していない方の就労希望をみると、母親では「③すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が5割弱（47.8%）で最も高く、次いで「②1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったころに就労したい」（23.9%）、「①子育てや家事などに専念したい」（20.9%）となっており、就労希望が高いことがうかがえます。希望する就労形態では「パートタイム、アルバイト等」が6割弱（56.3%）、「フルタイム」が4割強（43.8%）となっており、パートタイムでの就労を望んでいる母親が多くみられます。

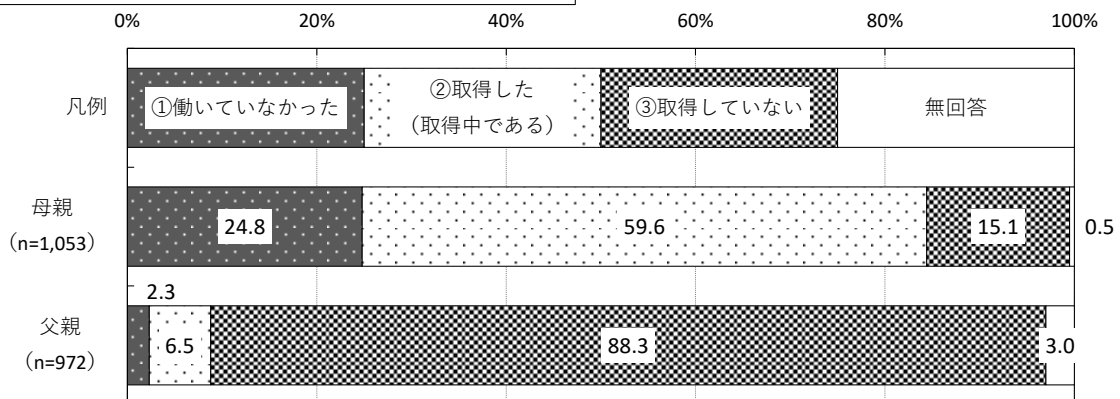
問9 就労希望の有無



●育児休業の取得状況をみると、母親では「②取得した（取得中である）」が約6割（59.6%）、「①働いていなかった」が2割強（24.8%）、「③取得していない」が2割弱（15.1%）となっています。

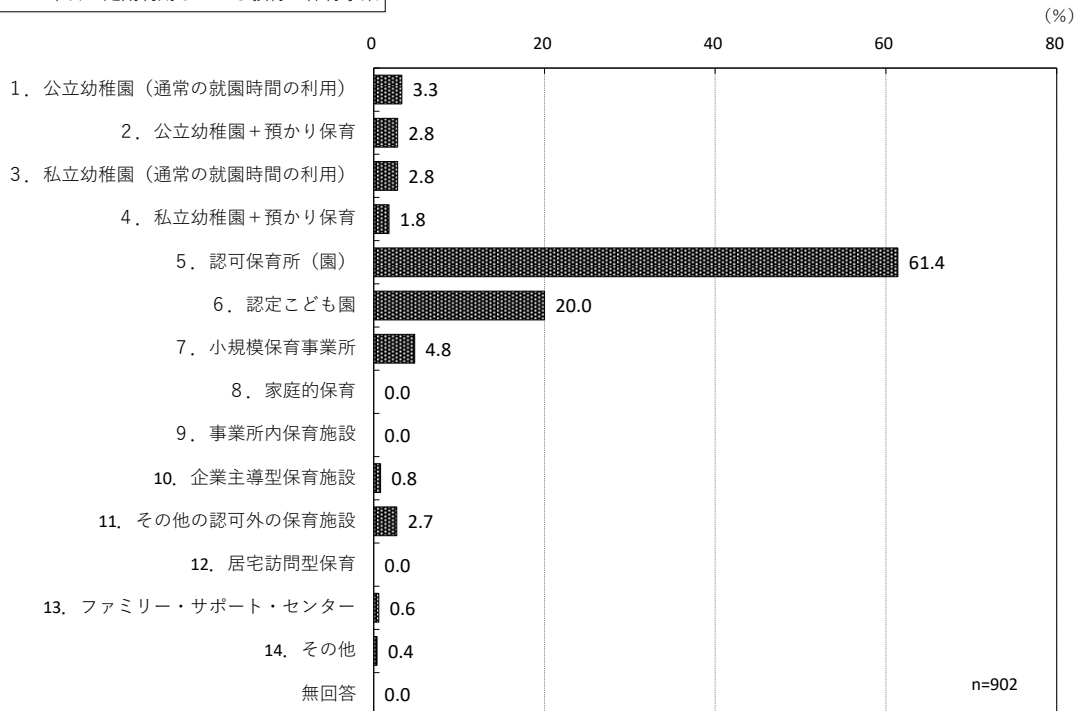
●父親では「②取得した（取得中である）」は1割弱（6.5%）にとどまり、「③取得していない」が9割弱（88.3%）でほとんどが育児休業を取得していない状況にあります。その理由としては「仕事が忙しかった（45.6%）」や「収入減となり、経済的に苦しくなる（40.9%）」などが挙げられています。

問10 あて名のお子さんが生まれた際の育児休業の取得状況



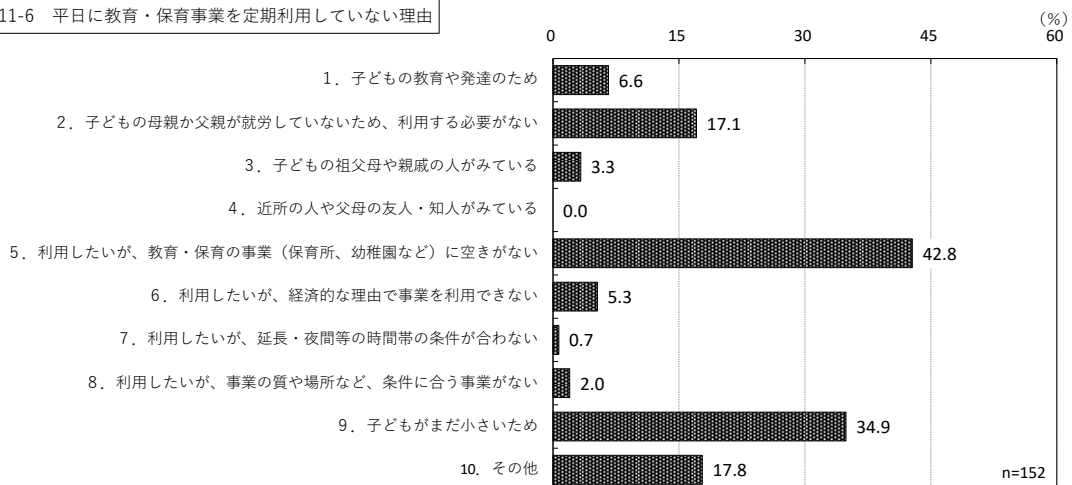
- 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況をみると、「利用している」が9割弱（85.3%）、「利用していない」が1割強（14.4%）となっています。利用している事業をみると、「5. 認可保育所(園)」が61.4%と最も高く、次いで「6. 認定こども園」が20.0%となっています。なお、幼稚園では公立、私立及び預かり保育（1～4の計）も含めると約1割（10.7%）となっています。

問11-1 平日に定期利用している教育・保育事業



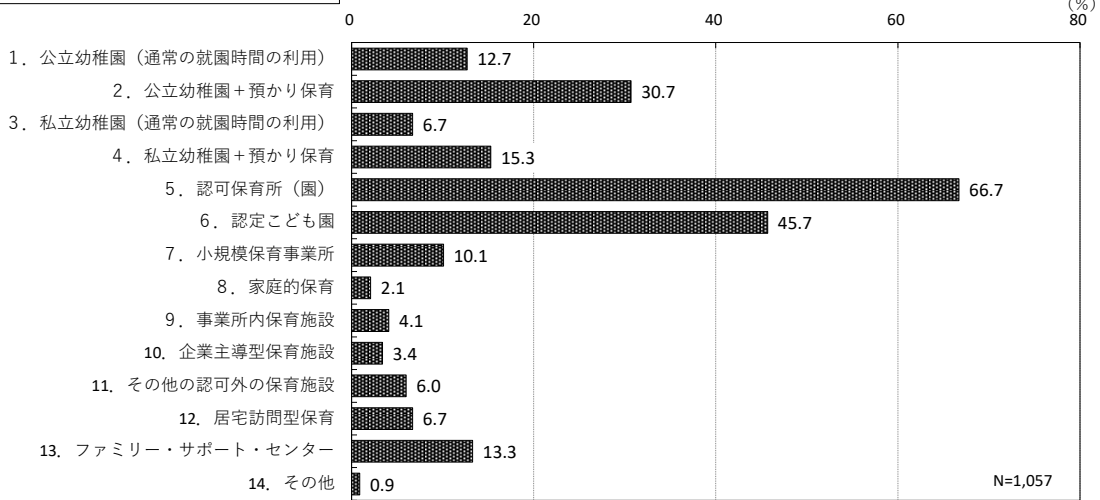
- 平日に教育・保育事業を利用していない14.4%の方の理由をみると、「5. 利用したいが、保育・教育の事業（保育所、幼稚園など）に空きがない」が4割強（42.8%）で最も多く、次いで「9. 子どもがまだ小さいため」（34.9%）などとなっています。

問11-6 平日に教育・保育事業を定期利用していない理由



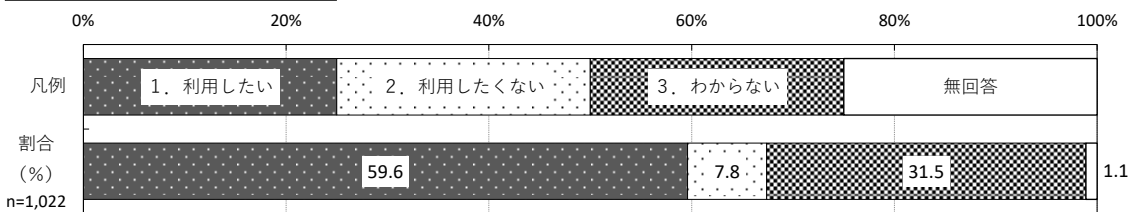
- 現在利用している、利用していないにかかわらず、平日の教育・保育の事業として「定期的に」利用したいと考える事業をみると、「5. 認可保育所(園)」が7割弱(66.7%)で最も高く、次いで「6. 認定こども園」(45.7%)、「2. 公立幼稚園+預かり保育」(30.7%)などとなっています。

問12 平日に定期利用したい教育・保育事業

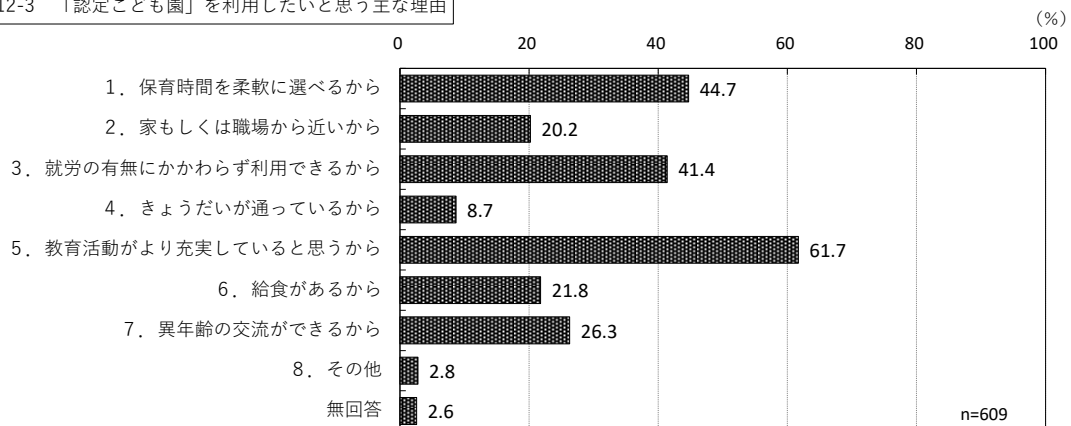


- 幼稚園(預かり保育含む)、認可保育所、認定こども園のいずれか1つでも利用したいと考えている方に対して、認定こども園の利用意向を伺ったところ、「1. 利用したい」が約6割(59.6%)となっています。その理由としては「教育活動がより充実していると思うから(61.7%)」、「保育時間を柔軟に選べるから(44.7%)」、「就労の有無にかかわらず利用できるから(41.4%)」などが挙げられています。
- 一方、「2. 利用したくない」は1割弱(7.8%)となっており、理由には「利用したい保育所(園)があるから(66.3%)」、「認定こども園がどのような施設かよくわからないから(21.3%)」などが挙げられています。

問12-2 「認定こども園」の利用意向

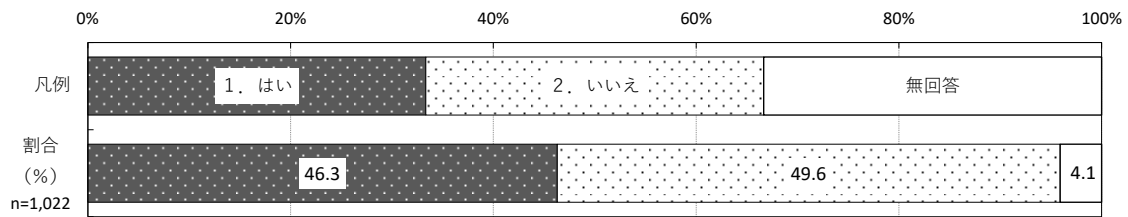


問12-3 「認定こども園」を利用したいと思う主な理由



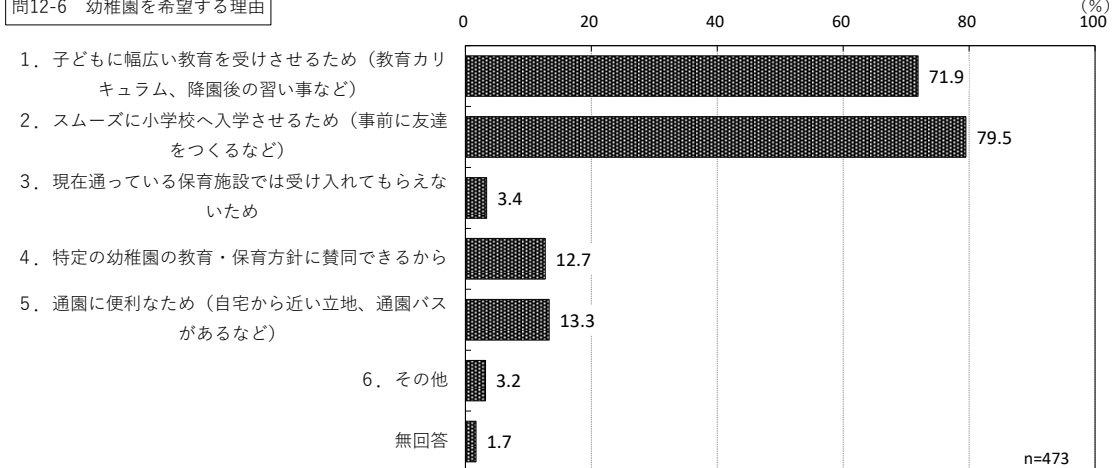
●幼稚園の利用を強く希望するか伺ったところ、「2. いいえ」(49.6%)と「1. はい」(46.3%)が拮抗しています。

問12-5 幼稚園の利用を強く希望するか



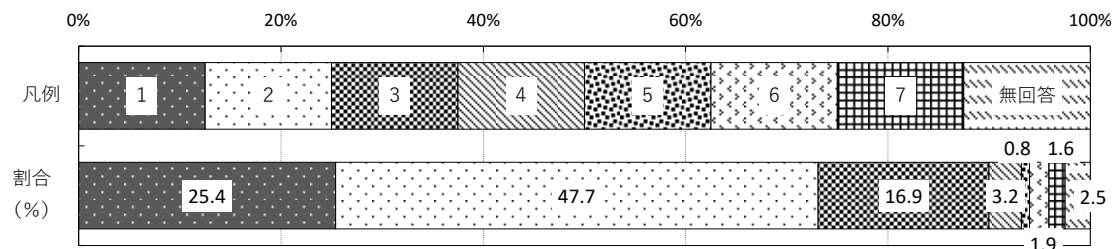
●幼稚園を希望する理由としては、「2. スムーズに小学校へ入学させるため」が約8割(79.5%)と最も高く、次いで「1. 子どもに幅広い教育を受けさせるため」が7割強(71.9%)となっています。

問12-6 幼稚園を希望する理由



●現在休園中の幼稚園や空き教室の活用方法をみると、「2. 小学校に近い立地を活かして、民間の放課後児童クラブ(学童クラブ)へ移行する」が5割弱(47.7%)と最も高く、次いで「1. 幼稚園の持つ教育機能を残していく・活かしていくため、民間幼稚園や認定こども園などへ移行する」が3割弱(25.4%)となっています。

問12-7 現在休園中の幼稚園や空き教室の活用方法

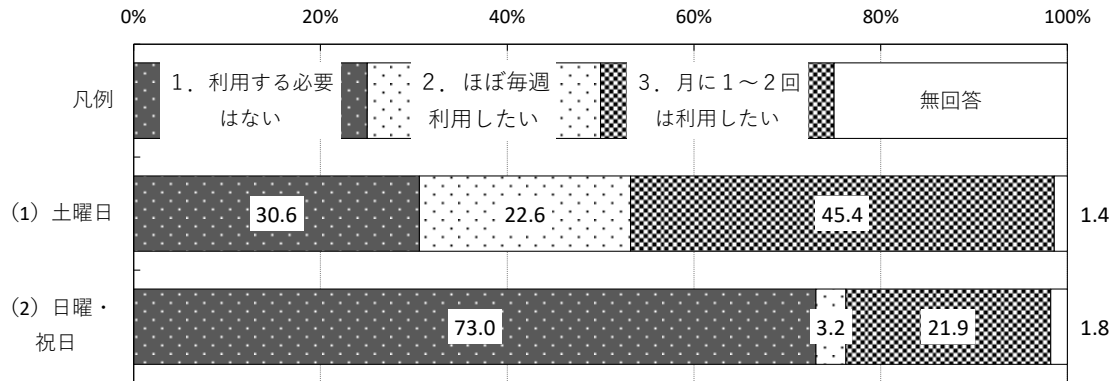


- 1. 幼稚園の持つ教育機能を残していく・活かしていくため、民間幼稚園や認定こども園などへ移行する
- 2. 小学校に近い立地を活かして、民間の放課後児童クラブ(学童クラブ)へ移行する
- 3. 子どもの居場所を確保するため、こどもの家や児童センターなどとして活用する
- 4. 休園中の幼稚園をその他の子育て支援の場として活用する
- 5. 休園中の幼稚園をその他の公共施設として活用する
- 6. 現状のまま維持する
- 7. その他
- 無回答

●土曜日の定期的な教育・保育事業の利用意向をみると、「3. 月に1～2回は利用したい」が5割強（45.4%）と最も高く、次いで「1. 利用する必要はない」が約3割（30.6%）となっています。

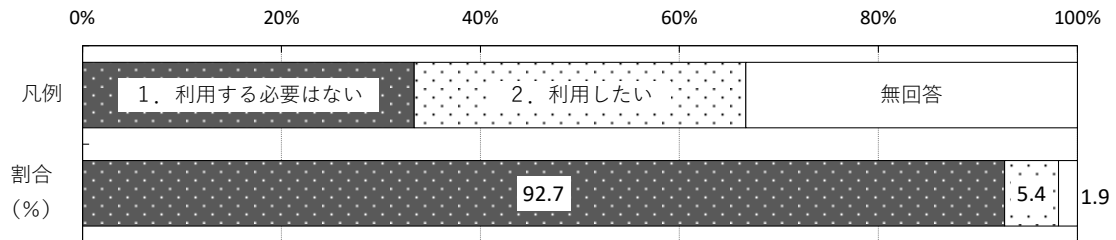
●日曜・祝日では7割強が「1. 利用する必要はない」（73.0%）となっています。

問13 (1) 土曜日、(2) 日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向



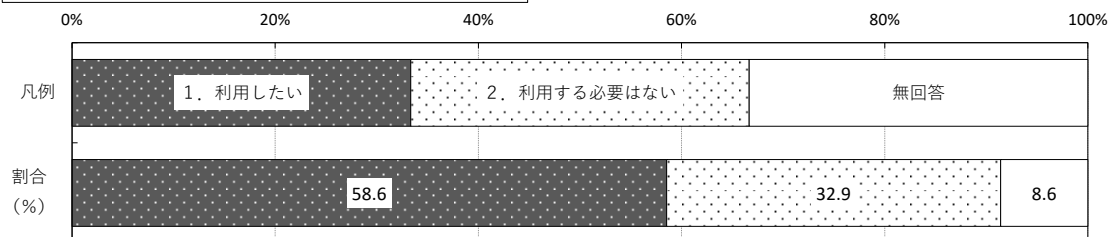
●定期的な夜間保育の利用意向をみると、「1. 利用する必要はない」が9割強（92.7%）を占めています。

問13 (3) 夜間保育の利用意向



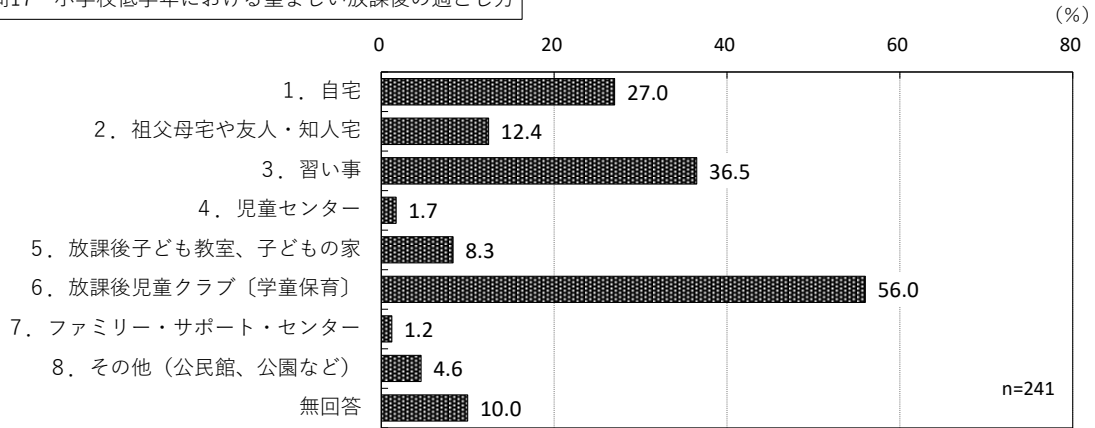
●平日に定期的な教育・保育事業を利用していない方（14.4%）の私用等による不定期な一時預かり事業の利用意向をみると、「1. 利用したい」が6割強（58.6%）、「2. 利用する必要はない」が3割強（32.9%）となっています。利用目的をみると、「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）やご自身の習い事等）、リフレッシュ目的」が8割強（75.3%）で最も高く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等（64.0%）」、「不定期な就労（37.1%）」となっています。

問15 私用、通院、不定期就労等での一時預かり事業の利用意向



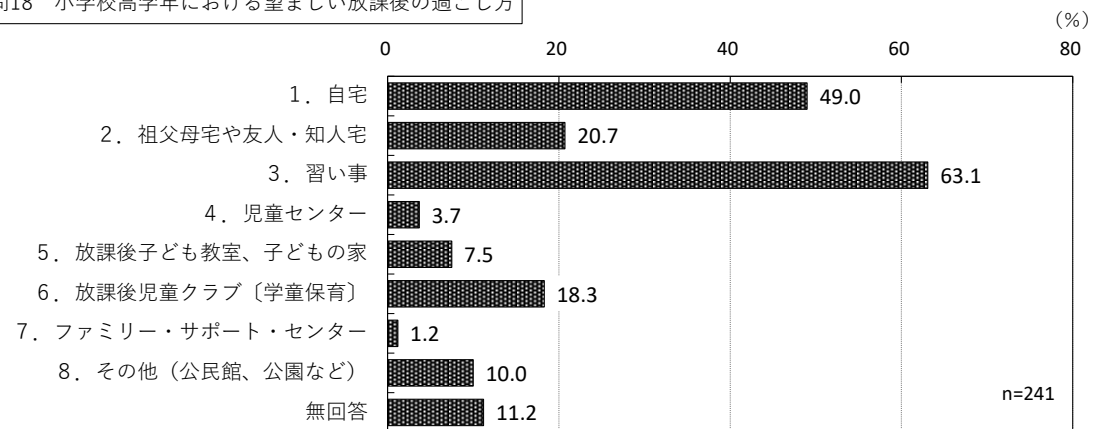
- 子どもが現在5歳の方に小学校就学後の放課後の過ごし方について、低学年における望ましい放課後の過ごし方を伺ったところ、「6. 放課後児童クラブ〔学童保育〕」が6割弱(56.0%)で最も高く、次いで「3. 習い事」(36.5%)、「1. 自宅」(27.0%)となっています。

問17 小学校低学年における望ましい放課後の過ごし方



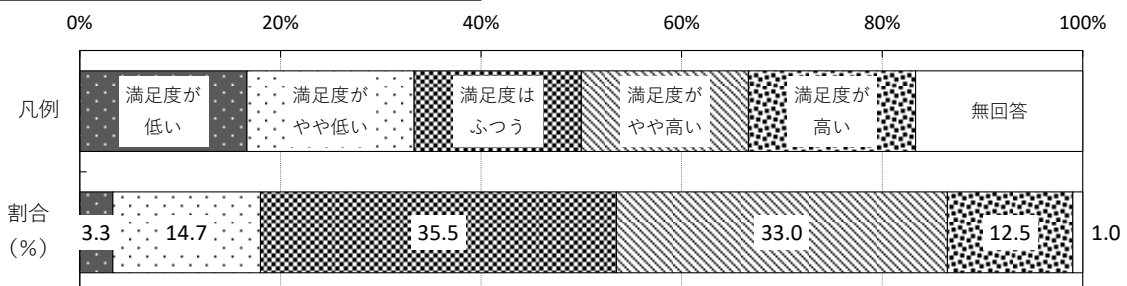
- 高学年では、「3. 習い事」が6割強(63.1%)で最も高く、次いで「1. 自宅」(49.0%)、「2. 祖父母宅や友人・知人宅」(20.7%)となっています。「6. 放課後児童クラブ〔学童保育〕」は2割弱(18.3%)で、低学年に比べて3分の1程度の割合となっています。

問18 小学校高学年における望ましい放課後の過ごし方



- 地域における子育て環境や支援への満足度をみると、「満足度はふつう」が4割弱(35.5%)と最も高く、次いで「満足度はやや高い」が3割強(33.0%)となっています。「やや高い」と「高い」の合計では5割弱(45.5%)となっています。

問19 地域における子育て環境や支援への満足度



3 子育て支援に係る名護市の取り組み状況（現行計画の中間評価(一部)）

第2期名護市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しにあたり、子育て支援の推進、教育・保育サービスの充実、児童の健全育成に関連する施策の進捗状況について、所管課で中間評価を行いました。成果と課題を踏まえた「総合評価」、今後の方向性を踏まえた「事業継続」の評価は以下のとおりです。

【総合評価】	①予想以上に成果があった	②計画どおりに進んでいる
	③取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある	
	④取り組むことができなかった	⑤評価できない（実施したばかり等）
【事業継続】	①現状どおり継続	②継続するが改善見直しが必要
	③廃止・休止	④完了

(1) 基本目標1 全ての子どもと子育て家庭を応援する地域づくり

施策の方向1 地域における子育て支援の推進

事業名等	所管課	総合評価	事業継続
ファミリー・サポート・センター事業の推進	子育て支援課	1 2 3 4 5	1 2 3 4
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の推進	子育て支援課	1 2 3 4 5	1 2 3 4
病児保育事業の推進	保育・幼稚園課	1 2 3 4 5	1 2 3 4
一時預かり事業の推進	保育・幼稚園課	1 2 3 4 5	1 2 3 4
幼稚園における預かり保育の推進	保育・幼稚園課	1 2 3 4 5	1 2 3 4
利用者支援事業の実施	保育・幼稚園課 健康増進課	1 2 3 4 5	1 2 3 4
地域子育て支援拠点事業の充実	保育・幼稚園課 子育て支援課	1 2 3 4 5	1 2 3 4
地域の各種相談員等の活動充実支援	社会福祉課 健康増進課	1 2 3 4 5	1 2 3 4

※複数課にまたがっている施策があるため、評価が2つ以上ついている項目がある。複数の課で評価していてもリンクの評価が1種類の場合、複数の課で同じ評価となっている。

各事業の成果と課題、今後の方向性

事業名等	ファミリー・サポート・センター事業の推進				
所管課	子育て支援課	総合評価	2	事業継続	1
<ul style="list-style-type: none"> 令和元年より一般社団法人テイクオフへ委託し、実施している。 児童センターや商業施設に出向き、パネル展による周知活動及び出張登録会を開催し会員登録を促す活動を行っている。 保育サポーター養成講座では、受講者が24時間分の講座を受けることとなっている。また、まかせて会員の定例会は月1回開催しており、AEDの使い方といった会員として必要とさ 					

<p>れるスキルの講習や会員同士での情報交換等を行い、スキルアップにつながるようにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・依頼内容としては、子どもの「預かり」よりも稽古事などへの「送迎」が多くなっている。特に令和2年度から令和3年度にかけては送迎によって活動件数が大幅に増えた。 ・現状として依頼への対応はできているものの、「まかせて会員」の確保については引き続き取り組んでいく必要がある。 ・登録している「まかせて会員」の確保と質の向上を図り、ニーズに答えていくようにする。 ・児童センターの建て替えにより現在建設中である「多世代交流施設」が完成すれば、そこへ事務所を移設する予定である。 				
事業内容等 (実績)	計画策定時実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	—	活動件数 2,506	活動件数 3,214	活動件数 1,737 (10月末)

事業名等	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の推進				
所管課	子育て支援課	総合評価	4	事業継続	2
<p>・実績はない。既存の事業（ファミリー・サポート・センター事業、ひとり親家庭日常生活支援事業）や利用料がかからない新規事業（低所得子育て家庭日常生活支援事業）ができたため、別事業の活用となっている。今のところ宿泊の要望は少なく、既存事業でカバーできている状況である。</p> <p>・別事業の実績状況を踏まえて検討したい。</p>					
事業内容等 (実績)	計画策定時実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
	利用者数：0人日 (※平成30年度実績)	0	0	0	

事業名等	病児保育事業の推進				
所管課	保育・幼稚園課	総合評価	3	事業継続	2
<p>・計画策定時と同じく定員数7名で委託（名護療育医療センター、育ちのクリニック）により事業を実施しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業実施施設の1つにおいて、重度心身障がい者が多く入所している施設であるため、発熱等の症状がある児童の受け入れを制限している状況にあり、実質的な受け入れ定員が4・5名の状況が続いている。</p> <p>・前述の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う受け入れ体制の改善を検討。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症に対応した受け入れ体制の工夫を委託先と検討することで、通常どおり定員数7名の状態に戻すことに取り組んでいく。</p>					
事業内容等 (実績)	計画策定時実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
	定員数：7人 箇所数：2箇所 (※平成30年度実績)	定員数：7人 箇所数：2箇所	定員数：7人 箇所数：2箇所	定員数：7人 箇所数：2箇所	

事業名等	一時預かり事業の推進				
所管課	保育・幼稚園課	総合評価	3	事業継続	2
<ul style="list-style-type: none"> ・市内の認可保育所に対し、一時預かり事業の実施を働きかけてきたが、実施に至っていない。 ・令和4年度中に公立認定こども園（緑風こども園）で、保育士が確保でき次第、一時預かり事業（一般型）開始予定。 ・保育士の人材が不足する中、一時預かり事業への保育士配置が難しく実施できていない。まずは公立での実施を行なうことで保護者のニーズに応じていきたい。今後、保育士確保に取り組む中で、体制充実を促進し、一時預かり事業の実施に繋げていきたい。 ・人口密集地でのニーズに対応できるよう、新たな認定こども園の整備検討を行う中で、関係機関と連携しながら実施園を増やしていきたい。また、事業の周知を図るとともに、利用に向けた手続きを簡素化していくなど、利用に向けた支援策等を検討する。 					
事業内容等 (実績)	計画策定時実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
	箇所数：0園 (※令和元年度実績)	0園	0園	0園	

事業名等	幼稚園における預かり保育の推進				
所管課	保育・幼稚園課	総合評価	2	事業継続	2
<ul style="list-style-type: none"> ・公立幼稚園については実施園数及び園配置は変更なし。公立幼稚園の今後の在り方を見直していく中で、預かり保育実施園の配置及び認定こども園への移行後の事業実施などを検討していく。 ・預かり保育の枠が30人のみなので、園によっては利用できないことがある。 ・保護者からのニーズは高いと思われるが、公立幼稚園での預かり実施については関係機関と連携しながら実施を検討する必要がある。(保育園での5歳児保育の推進と連動した実施の検討) ・引き続き、多様なニーズに対応できるよう、関係機関と連携しながら実施園数などを検討していく。それを踏まえて、現施策の内容を見直していく必要がある。 					
事業内容等 (実績)	計画策定時実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
	実施箇所数：10園 【公立幼稚園3園、私立幼稚園1園、認定こども園6園】 利用見込数：39,442人日 ※利用者数については私立も含んだ値 (※令和元年度実績)	実施箇所数：10園 【公立幼稚園3園15,844人日、私立幼稚園1園297人日、認定こども園6園10,994人日】 利用見込数：27,135人日	実施箇所数：11園 【公立幼稚園3園14,882人日、私立幼稚園1園310人日、認定こども園7園12,612人日】 利用見込数：27,804人日	実施箇所数：11園 【公立幼稚園3園、私立幼稚園1園、認定こども園7園】	

事業名等	利用者支援事業の実施				
所管課	保育・幼稚園課（特定型）	総合評価	2	事業継続	1
<ul style="list-style-type: none"> ・計画どおり保育・幼稚園課の窓口を利用者支援員（1名）を配置し、相談支援業務を実施している。なお、保育・幼稚園課の窓口の職員は4名おり、そのうち利用者支援員としての配置は1名だが、その他の職員も利用者支援員と同等の相談支援業務を行うことができている。 ・令和3年度から公立幼稚園の申込受付の窓口も一本化し、保護者に対する案内がより円滑になった。 					

<ul style="list-style-type: none"> ・多様化する保育ニーズに合わせ、支援員の資質向上に努めながら、今後も継続して実施する。 					
所管課	健康増進課（母子健康型）	総合評価	2	事業継続	1
<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度、健康増進課内に母子健康包括支援センターを設置。保健師等が妊娠期から子育て期にわたり身体面・精神面・生活面等の相談に応じ、個々に合った情報提供や必要な支援に繋げている。 ・センター設置前はハイリスク支援に追われ、妊娠中の継続的な実状把握まで手が回らなかったが、設置後はハイリスク妊婦に限らず全妊婦の相談に対応でき、早期把握・早期支援が図れるようになった。 ・産婦や乳幼児の継続的な実状把握のしくみが整っていない。 ・母子保健施策、子育て支援施策（乳児家庭全戸訪問）を通じて、産婦・乳幼児の継続的な実状把握を実施し、必要な支援に繋がれるよう地域の医療・福祉の関係機関との連絡調整に努める。 					
事業内容等 (実績)	計画策定時実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
	箇所数：特定型1箇所 母子健康型1箇所 (※令和元年度実績)	箇所数：特定型1箇所 母子健康型1箇所	箇所数：特定型1箇所 母子健康型1箇所	箇所数：特定型1箇所 母子健康型1箇所	

事業名等	地域子育て支援拠点事業の充実				
所管課	保育・幼稚園課（一般型）	総合評価	2	事業継続	1
<ul style="list-style-type: none"> ・市内5箇所で地域子育て支援拠点事業（一般型）を実施。子ども・子育て支援事業計画のとおりとなっている。 ・新型コロナウイルス感染拡大により休所となったり一日あたりの利用人数の制限を行ったりするなど、全体的に利用者の減少がある。 ・1日あたりの利用者組数が少ない事業者があるため、令和3年度から全事業所を担当者が回り、事業を実施するにあたっての課題の聞き取りや、利用者増加のための好事例の収集及び情報提供を行った。 ・引き続き、事業者との情報共有などを行いながら、利用者の増加と支援に取り組んでいく。 					
所管課	子育て支援課（連携型）	総合評価	2	事業継続	1
<ul style="list-style-type: none"> ・児童センターにて連携型を実施。乳幼児の親子同士の交流の促しなど積極的に声掛けを行い、季節の行事や利用者からの声を反映させた取り組みを実施している。取り組み内容としては、ヨガやベビーマッサージ、離乳食づくりなど、利用者からの要望を取り入れている。 ・2か月に1回、北部地域の子育て支援拠点事業を実施しているところと連絡協議会を開催している。 ・利用者と児童センター職員との信頼関係が出来上がっており、良い距離感での悩みの共有ができています。 ・保育、介護の資格を持つ職員がいるため、利用者の悩み・相談に対応できている。 ・利用者の悩みでは、子どもが寝付いてくれない、子どもの体調が悪いなどといった日常生活におけるものが多い。 ・悩み・相談に応えられるように、市内県内の社会的資源の把握や諸機関との連携に努めたい。 					

・0歳～18歳までが利用する児童センターの機能を生かし、様々な世代と乳幼児親子が交流できる場づくりに努める。

事業内容等 (実績)	計画策定時実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	保育所での一般型: 5箇所 児童センターでの連携型: 1箇所 (※令和元年度実績)	保育所での一般型: 5箇所 児童センターでの連携型: 1箇所	保育所での一般型: 5箇所 児童センターでの連携型: 1箇所	保育所での一般型: 5箇所 児童センターでの連携型: 1箇所

事業名等	地域の各種相談員等の活動充実支援				
所管課	社会福祉課 (民生委員児童委員)	総合評価	3	事業継続	1

- ・民生委員児童委員の活動内容や募集などについて名護市広報「市民のひろば」や名護市社会福祉協議会広報「なぐなぐ」に掲載した。
- ・区長会において民生委員児童委員の推薦を依頼するなど、人材確保に取り組んだ。
- ・名護市民生委員児童委員協議会の運営を補助し、研修会や講習会等への参加を促進した。
- ・随時、沖縄県に民生委員児童委員を推薦し、民生委員児童委員が委嘱されているが、欠員がある。
- ・「市民のひろば」や「なぐなぐ」を活用した広報の実施、区長会等への推薦依頼、名護市民生委員児童委員協議会との連携を継続実施。

所管課	健康増進課 (母子保健推進員)	総合評価	2	事業継続	1
-----	-----------------	------	---	------	---

- ・市民のひろば、健康だよりへ母子保健推進員の活動について、人員確保に向けた記事を掲載し周知を図った。
- ・屋部地区において推進員が特に不足していることから、任期更新期間である令和2年度は屋部小・中学校入学式の資料に募集案内を同封。今年度も任期更新時期のため継続で実施予定。
- ・年4回研修会を開催し乳幼児及び保護者へ乳幼児健診や予防接種等について案内や支援が必要な方がつながるよう資質向上を図った。
- ・母子保健推進員が全地区に配置されておらず、活動の偏りがある。不在地区においては、公民館や各市民活動グループ等へも働きかけ、更なる周知を図り人材確保に努め、全地区配置を目指し地域における子育て支援活動の円滑化を図る。
- ・関係機関(助産師等)と連携を図りながら、研修会を通して母子保健推進員のスキルアップを図る。

施策の方向2 保育サービスの充実

事業名等	所管課	総合評価	事業継続
認可保育所による通常保育事業の充実	保育・幼稚園課	1 2 3 4 5	1 2 3 4
認定こども園への移行	保育・幼稚園課	1 2 3 4 5	1 2 3 4
小規模保育事業の実施	保育・幼稚園課	1 2 3 4 5	1 2 3 4
企業主導型保育事業の地域枠の活用（新規）	保育・幼稚園課	1 2 3 4 5	1 2 3 4
障がい児保育事業等の推進	保育・幼稚園課	1 2 3 4 5	1 2 3 4
時間外保育事業（延長保育事業）の充実	保育・幼稚園課	1 2 3 4 5	1 2 3 4
休日保育事業の推進	保育・幼稚園課	1 2 3 4 5	1 2 3 4
夜間保育事業の推進	保育・幼稚園課	1 2 3 4 5	1 2 3 4
名護市幼保助成事業（新規）	保育・幼稚園課	1 2 3 4 5	1 2 3 4

※複数課にまたがっている施策があるため、評価が2つ以上ついている項目がある。複数の課で評価していてもリンクの評価が1種類の場合、複数の課で同じ評価となっている。

各事業の成果と課題、今後の方向性

事業名等	認可保育所による通常保育事業の充実				
所管課	保育・幼稚園課	総合評価	3	事業継続	2
事業内容等 (実績)	<p>・令和3年9月から公立瀬高保育所が公立久志幼稚園と統合し、公立認定こども園となったため、令和4年度実績において定員数と箇所数が減少している。また、待機児童は0～2歳児がほとんどであったため、保育所の整備ではなく、小規模保育事業所の整備を優先していることから、現在のところ、保育所の箇所数は増加していない。また、保育士確保については、県全体で厳しい状況にあり、保育士不足及び待機児童の解消には至っていない。</p> <p>・「保育士等緊急確保助成金事業」は令和2年2月より実施しており、新しく採用した保育士に対して1年目に15万円、2年目に15万円（トータル30万円）を支援する事業となっている。</p> <p>・保育士等緊急確保助成金事業を利用し、R3年度分までで71名の確保を図っている。</p> <p>・保育士不足及び待機児童が課題となっている。</p> <p>・アンケートによるニーズ調査から、3歳児からの教育ニーズもあると再確認できる場合は、認可保育所の新設ではなく、認定こども園の新設を検討したい。</p> <p>・なお、現計画にある「保育士等緊急確保助成金事業等の独自事業」といった保育士の確保・育成に関する内容については、施策を別項目として設けた方が良いため、見直しにあたって検討していくものとする。</p>				
	計画策定時実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
	定員数：2,567人 箇所数：29箇所 (※令和元年度実績)	定員数：2,573人 箇所数：29箇所	定員数：2,578人 箇所数：29箇所	定員数：2,518人 箇所数：28箇所	

事業名等	認定こども園への移行				
所管課	保育・幼稚園課	総合評価	3	事業継続	2
<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年9月から公立瀬嵩保育所が公立久志幼稚園と統合し、計画どおり公立認定こども園（緑風こども園）を開園している。 ・私立保育所の認定こども園への移行については、これまでの意向調査で移行の考えがある保育所も見受けられたが、現在のところ具体的な取り組みには至っていない。 ・保育士不足により8園中4園で認可定員に対して利用定員を引き下げているため、待機児童の解消に至っていない。 ・待機児童解消のため、2か所以上の認定こども園を新設または公立幼稚園からの移行により、定員増を検討していく。 					
事業内容等 (実績)	計画策定時実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
	定員数：782人 箇所数：7箇所 (※令和元年度実績)	定員数：782人 箇所数：7箇所	定員数：782人 箇所数：7箇所	定員数：872人 箇所数：8箇所	

事業名等	小規模保育事業の実施				
所管課	保育・幼稚園課	総合評価	1	事業継続	1
<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年4月に2園、令和4年4月に2園、同年5月に1園を新設し、現在令和5年4月開園に向けて1園整備を進めている。 ・待機児童解消に向けて計画以上に小規模保育事業所を整備してきたが、保育士不足により既存の保育所等で受け入れできる児童数が減っているため、いまだ待機児童の解消に至っていない。 ・小規模保育事業所の卒園児の受け皿問題もあるため、今後は小規模保育事業所の整備から保育所、認定こども園の整備への変更を検討する。 					
事業内容等 (実績)	計画策定時実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
	定員数：71人 箇所数：4箇所 (※令和元年度実績)	定員数：71人 箇所数：4箇所	定員数：105人 箇所数：6箇所	定員数：161人 箇所数：9箇所	

事業名等	企業主導型保育事業の地域枠の活用（新規）				
所管課	保育・幼稚園課	総合評価	1	事業継続	3
<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度末で1施設が閉園し、令和4年度から新規施設が開園した。 ・全定員60名規模の企業主導型保育事業所が開所したため、大幅に受入枠が増加した。 ・企業主導型保育事業所による保育の受け皿については、市が取り組む事業ではないため、本計画から除外する。（計画・実施することができない） ・施策に位置付けるとしても、別の項目の中に「企業主導型保育事業の地域枠とも連携し、待機児童の解消を図ります。」という内容を位置付ける程度にとどめていきたい。 					
事業内容等 (実績)	計画策定時実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
	定員数：10人 箇所数：2箇所 (※令和元年度実績)	定員数：5人 箇所数：1箇所	定員数：5人 箇所数：1箇所	定員数：35人 箇所数：2箇所	

事業名等	障がい児保育事業等の推進				
所管課	保育・幼稚園課	総合評価	2	事業継続	2
<ul style="list-style-type: none"> ・補助基準額の増額をし、補助対象施設（補助金の対象となる加配ができていない園）も令和3年度実績で23園に増加した。また、就学前専門指導員も令和3年度から1名増員（計2名）し、各園への支援に力を入れている。 ・専門家との連携・巡回による指導については、名護療育医療センターの医師に緑風こども園へ巡回に来てもらっている。 ・障がい等の支援を要する児童の数は、増加傾向にある。また、医療的ケアが必要な児童の受け入れ体制が不十分である。医療的ケアが必要な児童も毎年1名程度はいる。 ・医療的ケア児の受け入れには看護師が必要であるが、比較的軽度の場合に、講習を受けることで保育士でも対応できることになっている。しかしながら、積極的に手を上げてもらえる状況にはならず、看護師を求めている状況にある。一方で、制度上、看護師配置分の十分な予算措置がないため、看護師の配置も難しい。（医療的ケア児がいる園は看護師配置のための補助金があるが、卒園すると補助対象外となってしまう。） ・令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を受けて、医療的ケア児の受け入れ体制の整備が必要。 ・なお、現施策の最後の段落については、表現が紛らわしいため、「各園を訪問し指導・相談・助言等の支援及び保育士の加配補助を実施します」⇒「各園を訪問し指導・相談・助言等の支援を行うとともに、保育士の加配補助を実施します」に修正していきたい。 					

事業名等	時間外保育事業（延長保育事業）の充実				
所管課	保育・幼稚園課	総合評価	3	事業継続	1
<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度については、ほぼ全ての園で延長保育事業を実施。 ※延長保育事業補助金での事業実施ではなく、自主事業で実施している園もある。 ※延長保育事業補助金の要件を満たしていない場合、自主事業となる。 ・新型コロナウイルスによる延長保育事業の利用者の減少や保育士不足により、延長保育事業を実施しない園の相談が増えてきている。 ・現状どおり継続する。なお、現計画での令和6年度目標値が1,035人となっていたが、本来は現状維持としての設定であったため、1,956人である。改定計画における目標値はアンケート結果を基にして算出していきたい。 					
事業内容等 (実績)	計画策定時実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
	利用者数：1,956人 (※令和元年度見込)	利用者数：1,323 (公立：18) (私立：1,305)	利用者数：1,108 (公立：26) (私立：1,082)	-	

事業名等	休日保育事業の推進				
所管課	保育・幼稚園課	総合評価	4	事業継続	1
<ul style="list-style-type: none"> ・休日保育事業の実施園なし。 ・極稀に「休日に開いている園はないか」という問い合わせもあるが、ニーズがあるとは言いがたい。ほとんどの場合、休日には保育所も休みなのが当たり前という認識もあるのではないかとと思われる。 					

<ul style="list-style-type: none"> ・保育士不足により受け入れ枠が減少している状況であったため、休日保育事業に対応できる保育士の配置が難しく、実施できていない。今後、保育士の確保に取り組む中で、体制充実を促進し、休日保育事業の実施に繋げていきたい。 ・今回のアンケート調査で改めてニーズを確認し、休日保育事業の実施に向けて保育士確保に取り組む、事業実施ができる施設を支援していく。 				
事業内容等 (実績)	計画策定時実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	箇所数：0箇所 (※令和元年度実績)	箇所数：0箇所	箇所数：0箇所	箇所数：0箇所

事業名等	夜間保育事業の推進				
所管課	保育・幼稚園課	総合評価	2	事業継続	1
<ul style="list-style-type: none"> ・計画どおり1園定員20人で夜間保育事業を実施することができている。 ・4～5歳児で空きができることもあるが、ほとんど埋まっている状態である。 ・供給量が不足していないか、24時以降の開所が必要ではないかなど、最新の保護者ニーズを確認する必要があると考えている。 ・飲食業関係者などから、もう少しニーズがあるのではないかとこの声も寄せられるが、保護者からは現状で不足しているといったニーズは特にあがってきていない。 ・基本的には現状どおり継続実施していくが、保護者ニーズにより供給量が不足している場合は、事業拡大を検討する必要がある。 					
事業内容等 (実績)	計画策定時実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
	定員数：20人 箇所数：1箇所 (※令和元年度実績)	定員数：20人 箇所数：1箇所	定員数：20人 箇所数：1箇所	定員数：20人 箇所数：1箇所	

事業名等	名護市幼保助成事業（新規）				
所管課	保育・幼稚園課	総合評価	2	事業継続	2
<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年10月からは、未就学施設に通う非課税世帯の0～2歳児及び3歳児～5歳児の保育料については国の幼児教育・保育の無償化が始まったが、対象外となった課税世帯の0～2歳児の保育料、3～5歳児の主食費及び副食費（副食費免除対象児童を除く）については、引き続き名護市幼保助成事業において無償化を継続実施。（認可外保育施設についても、国の幼児教育・保育の無償化が始まり、対象外となった課税世帯の0～2歳児の保育料についても月額42,000円を上限に名護市幼保助成事業で無償化を実施） ・国の幼児教育・保育の無償化の対象外となる子育て世帯に対して、保育料や主食費・副食費の助成を実施することで、子育てに対する経済的負担の減少を図る。 ・国の幼児教育・保育の無償化の状況や財源も踏まえながら、今後も継続して名護市幼保助成事業について実施していく。 ・国による無償化がはじまっていることに加え、本市では対象外となった課税世帯の0～2歳児の保育料、3～5歳児の主食費及び副食費の無償化を継続実施していることから、施策の内容については書きぶりを見直していく必要がある。 					

施策の方向3 地域との協働による児童の健全育成

事業名等	所管課	総合評価	事業継続
放課後児童健全育成事業の推進	子育て支援課	1 2 3 4 5	1 2 3 4
子どもの家事業の充実	地域力推進課	1 2 3 4 5	1 2 3 4
児童センター運営事業の実施	子育て支援課	1 2 3 4 5	1 2 3 4
子育て支援サービスに関する広報や情報発信の充実	地域力推進課 健康増進課	1 2 3 4 5	1 2 3 4

※複数課にまたがっている施策があるため、評価が2つ以上ついている項目がある。複数の課で評価していてもランクの評価が1種類の場合、複数の課で同じ評価となっている。

各事業の成果と課題、今後の方向性

事業名等	放課後児童健全育成事業の推進				
所管課	子育て支援課	総合評価	2	事業継続	1
<ul style="list-style-type: none"> ・ ほぼ現行計画のとおり整備が進められている。 ・ 学童クラブ数は通年約 22 クラブとなっているが、実際は閉所と開所を繰り返しているような状況である。 ・ 特に市街地から離れた地域では、ニーズが複雑で学童クラブの経営が立ち行かない場合がある。例えば、利用者が想定していたよりも利用料が高かったため、学童クラブを開いても実際には利用されなかったというケースもある。 ・ 現状、久辺地区には学童クラブがない状況である。また、屋我地地区では支援員の確保・定着が困難で、来年度いっぱい閉所する予定である。なお、支援員はフルタイム勤務を希望しているが、地域の学童クラブのニーズが見込めない状況である。 ・ 学童保育連絡協議会は任意団体であるため、加入は全学童クラブの6割程度となっている。協議会から脱退する学童クラブもあった。令和3年度より連絡協議会としての機能（学童クラブ間の情報交換や共有）の指導を行っているところである。 ・ 現行計画策定時は、小学校の余裕教室を活用することも検討していたが、現状は利用できる余裕教室がない。 ・ 学童クラブの適正数について、ほぼ現行計画どおりのクラブ数で補助をしているものの、実際の状況として計画と実情が乖離していると思われる部分もあり、中間見直しの中でアンケートを実施し、実情を踏まえた整備を進めていかなければならない。 ・ 「計画と実情の乖離」とは、“学童クラブ数が実際は不足している”ということである。学童クラブに対しては一定の要件を満たせば補助金が交付されるが、市内の全学童クラブが補助対象とはなっていない。補助対象となっていない学童クラブを利用している子どもたちを待機児童とみなすべきではないかとの意見があることも踏まえ、補助対象学童クラブ数を増やすことを検討している。 ・ 補助対象となれば利用料を抑えることができ、利用者の負担が軽減される。ただ、立地する地域によっては要件を満たす人員を確保できない学童クラブもあり、補助活用が難しい場合もある。 					

<ul style="list-style-type: none"> アンケートよりニーズが確認できれば、補助対象の拡充を検討し、改定計画への反映も考える。 地域ごとの量の見込みの算出、計画づくりは行うが、実際の学童クラブの整備に当たっては地域の状況確認を行ってから整備する考えである。 				
事業内容等 (実績)	計画策定時実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	利用者数：748人 クラブ数：22クラブ (※令和元年度実績)	利用者数：777人 クラブ数：21クラブ	利用者数：852人 クラブ数：22クラブ	利用者数：842人 クラブ数：22クラブ

事業名等	子どもの家事業の充実				
所管課	地域力推進課	総合評価	3	事業継続	2
<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、通年で閉所を余儀なくされる子どもの家が複数件あり実施箇所数は14箇所となった。令和3年度も引き続き同感染症の影響にて12箇所の開所にとどまった。例年実施していた支援者向け勉強会の開催や施設使用させてもらっている学校への訪問も見送る形となった。 令和4年度は12箇所を開所し事業実施している。 新型コロナウイルス感染症の影響により閉所を余儀なくされる箇所・回数が多かったが、子どもの居場所づくりの重要性の観点から支援者の皆様に感染症予防対策に係る指導を実施し、可能な限り開所を促した。 支援者の高齢化により、年々支援者数が減少傾向にある。事業推進の上で支援者の確保については必須事項であるため、名護子育て支援塾と協議しながら、人材確保の方策を引き続き検討していく。 コロナ禍以前の開所箇所と同様に開所できるか必要性を含めて名護子育て支援塾と調整していく。 地域において子どもの家の開所が必要なところや要望があるところについて調査し開所の必要性について模索する。 支援者の資質向上に向けた取り組みや支援者確保について名護子育て支援塾と協議するとともに、安心・安全に子どもたちが過ごせる環境整備についても協議・検討していく。 					
事業内容等 (実績)	計画策定時実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
	箇所数：18箇所 (※令和元年度実績)	箇所数：14箇所	箇所数：12箇所	箇所数：12箇所	

事業名等	児童センター運営事業の実施				
所管課	子育て支援課	総合評価	2	事業継続	1
<ul style="list-style-type: none"> 児童センターでは、地域子育て支援拠点事業（連携型）を実施。 令和2年度は、宇茂佐・田井等区で出前児童館子ども広場を実施したが、その後コロナ禍により活動を中止している。 館内活動では、一輪車クラブ、手作りワークショップの他、親子の交流を促すよう持ち帰り工作の提供などを行った。こどもの日等行事イベントでは、子ども達の意見を反映させたり小中学生ボランティアの実施を組み込んでいる。 利用者の意見は資料として残している。子どもの遊びの要望に関しては臨機応変に対応できる職員がいる。保護者からは親同士の交流会がしたいといった要望があった。 					

- ・令和3年7～8月に老朽化による児童センター解体工事を実施。同年10月より労働福祉センターにて児童センター業務を継続している。令和3年度の入館者数が前年度より下がっているのは施設解体による移転に加え、利用人数を10～15人と制限したためである。
- ・感染対策に加え、移転先の労働福祉センターは本来の用途での利用もあるため、令和4年度も入館者数が下がる見込みである。
- ・コロナ禍の中、感染症対策を徹底し、その中でできうることを実施できた。
- ・社会の変化に伴い「遊び」も変化しており、職員の臨機応変な対応が求められている。
- ・福祉分野に関して、児童センターは間口が広い気軽に相談できる場づくりに努めたい。
- ・児童センターは、多世代交流施設が完成次第、そこへ移転する予定であるため、計画書に記載する事業内容内の「老朽化が進む児童センターについては、適宜修繕を行いながら新設を検討するなど、整備に向けた取り組みを進めます。」は改定版で削除する。多世代交流施設は令和7年度完成、令和8年度より供用開始予定である。
- ・代替施設である労働福祉センターでは広さが十分ではないので、隣接する21世紀の森の屋内運動場を利用した新しい遊びを提供する。
- ・児童館ガイドラインに沿った7項目（遊びによる子どもの育成、子どもの居場所の提供、子どもが意見を述べる場の提供、配慮を必要とする子どもへの対応、子育て支援の実施、地域の健全育成の環境づくり、ボランティア等の育成と活動支援）の充実を図るため、多世代交流施設の児童センター機能充実へ向けた意見を提出する。

事業内容等	計画策定時実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度
(実績)	—	入館者数 23,623人	入館者数 7,771人	—

事業名等	子育て支援サービスに関する広報や情報発信の充実				
所管課	地域力推進課	総合評価	2	事業継続	2
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの家事業においては、名護市ホームページにて事業内容を掲載し情報提供を行っている。 ・既存の事業（ファミリー・サポート・センター事業、ひとり親家庭日常生活支援事業）や利用料がかからない新規事業（低所得子育て家庭日常生活支援事業）ができたため、別事業の活用となっている。 ・市ホームページを活用しての広報は引き続き行い、その他媒体を活用しての広報について協議・検討する。 					
所管課	健康増進課	総合評価	2	事業継続	1
<ul style="list-style-type: none"> ・年4回健康だより、年1回健康カレンダーを発行。乳幼児・妊産婦、子育てに関する情報を掲載した。また、出産した家庭においては、訪問時に、こんにちは赤ちゃん冊子を配布し、子育てに関する情報提供を実施。令和4年度は、各月間・週間に合わせてホームページや名護市公式SNS等で子育てに関する情報発信をしていく予定。 ・子育てに関する情報が多様化しているため、保護者が適切な情報選択が難しくなっている。そのため、名護市公式SNSやホームページ等を活用し、適切な情報を発信できる仕組みづくりが必要。 ・今後は、タイムリーに、より多くの子育て世代へ情報発信できるよう、SNSの活用やアプリ導入に向けた取り組みを検討する。 					

(2) 基本目標3 名護市の次代を築く心豊かな人づくり

施策の方向1 子どもの健全な心身の発達に向けた就学前教育・保育の充実 (名護市幼児教育アクションプログラム)

事業名等	所管課	総合評価	事業継続
保育者の資質能力の向上	保育・幼稚園課	1 2 3 4 5	1 2 3 4
保幼小連携教育の推進	学校教育課 保育・幼稚園課	1 2 3 4 5	1 2 3 4
市立幼保連携型認定こども園の設置等	保育・幼稚園課	1 2 3 4 5	1 2 3 4
就学前特別支援教育の充実	保育・幼稚園課	1 2 3 4 5	1 2 3 4

※複数課にまたがっている施策があるため、評価が2つ以上ついている項目がある。複数の課で評価していてもリンクの評価が1種類の場合、複数の課で同じ評価となっている。

各事業の成果と課題、今後の方向性

事業名等	保育者の資質能力の向上				
所管課	保育・幼稚園課	総合評価	2	事業継続	1
<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度、3年度は公立幼稚園向けの研修会へ就学前施設に参加を呼び掛けてきたが、令和4年度からは5歳児対象の研修会以外に、0～4歳児向け研修会も開催している。 ・年齢によって保育の内容が異なるため、各年齢向けの外部講師を呼んで行っており、講師が幼稚園を回って研修会を開催している。 ・市内の就学前施設に対して、保育士向け研修会の内容について要望があるか参加者にアンケートを実施し、保育士のニーズに合った研修会を実施している。 ・市内の就学前施設に行くアンケートに基づき、保育士が受けた内容（例：特別支援教育に関することや、年齢ごとの保育の環境づくり等）の研修を実施していく。 					

事業名等	保幼小連携教育の推進				
所管課	学校教育課	総合評価	2	事業継続	1
<ul style="list-style-type: none"> ・名護市保幼小合同連絡会は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い未実施となった年度もあったが、各園・学校担当者に資料提供を行い所期の目的は達成された。 ・交流会や体験入学については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、学校規模により未実施もあったが、各学校個別の対応等により、連携は図られた。 ・全小学校スタートカリキュラムを作成し、接続を意識した教育課程が編成されている。 ・上記を実施することで、就学前施設と小学校との連携や円滑な接続が図られた。 ・名護市保幼小合同連絡会開催（年2回）、小学校区における保幼小連絡会実施、各小学校における交流会や体験入学の実施、各小学校におけるスタートカリキュラムの見直し・作成、架け橋プログラム作成に向けた取り組みを行う。 					
所管課	保育・幼稚園課	総合評価	3	事業継続	2
<ul style="list-style-type: none"> ・これまで、保幼小連携に関する合同連絡会に参加している。就学前施設に対しては、小学校との連携で困っていることがないかなどを調査し、今後の取り組みに生かしている。 					

- ・具体的には、小学校などを回りながら聞き取りなどを行い、調査している。
- ・他市町村の取り組みなど情報収集をしながら、名護市に合った就学前施設から小学校への接続について検討を進める。
- ・幼稚園と小学校は同一敷地なので連携は図られているが、地区内の保育所などとも連携を図れるようにしていきたい。
- ・教育委員会の小学校担当側と、保育・幼稚園課の幼稚園担当のどちらが中心になって進めていくのか難しい面がある。
- ・支援が必要な子の引き継ぎがうまくいっていない部分もある。
- ・人員配置や業務の割り振りなどを含め、保幼小連携を進めていける体制を整えていく。

事業名等	市立幼保連携型認定こども園の設置等				
所管課	保育・幼稚園課	総合評価	2	事業継続	4
<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年9月より市立幼保連携型認定こども園「緑風こども園」が開園。小学校との交流ができており、接続はうまくいっている。専任園長を配置している。 ・職員配置について基準を上回る配置を行って充実した教育・保育を提供しており、市内の就学前施設への波及については検討していく。 ・公立認定こども園での取り組みを波及していく方策を検討していく。 ・現施策の「小中一貫教育校緑風学園の～円滑な接続を図ります。」までは既に実施できていることから、施策項目としては「廃止」としていきたい。 ・なお、施策後段の文章については、『保育者の資質能力の向上』の施策内容であることから、「全体の質の向上を図るため、認定こども園が積極的にお互いの連携や情報交換のための取り組みを実施していきます。」といった表現に改めた上で加筆していきたい。 					

事業名等	就学前特別支援教育の充実				
所管課	保育・幼稚園課	総合評価	2	事業継続	1
<ul style="list-style-type: none"> ・施策にある「就学前施設」とは、保育園や幼稚園のどちらも意味している。 ・私立保育園には加配がある。幼稚園についても、特別支援員13名が配置されており、それ以外に指導主事などに訪問観察を行ってもらい、配置を行うか決めている。 ・全体の研修会の中で、2回くらいは特別支援教育に関する研修会を開催している。 ・特に課題はない。 ・施策内容は現状どおりであるが、施策のタイトルについて、『就学前教育・保育施設における特別支援教育・保育の充実』に改めていくことを検討する。 					

4 国や県の主な方針等

(1) 子ども・子育て支援新制度から

■子ども・子育て支援新制度の取り組み

- 子どもの年齢や親の就労状況などに応じた多様な支援を用意し、必要とするすべての家庭が利用できる支援を目指す。
- 市区町村が主体となり、地域の実情に応じて「支援の量を拡充」、「支援の質を向上」させるため、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、事業を実施。

■子ども・子育て支援の意義のポイント（支援事業計画の作成に当たっての基本指針）

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。
- 子ども・子育て支援事業計画について
 - ・各年度における教育・保育の量の見込みについて、「利用状況」に、「利用希望」を踏まえて設定
 - ・教育保育提供区域の設定

(2) 新子育て安心プラン

待機児童の解消、女性就業率の上昇のために平成 29 年度から令和 2 年度まで実施されていた「子育て安心プラン」に続き、政府は新たな制度「新子育て安心プラン」を令和 3 年 12 月に公表しました。保育の受け皿整備に加え、幼稚園やベビーシッターを含めた地域の子育て資源の活用を進めるため、様々な支援事業が挙げられています。

■背景と目的

○第 2 期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、「令和 3 年度から令和 6 年度末までの 4 年間で約 14 万人分の保育の受け皿を整備する」ことを目的に、「新子育て安心プラン」を令和 2 年 12 月 21 日に公表。できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性（25～44 歳）就業率 82%に対応することが示されている。

■新子育て安心プランにおける支援のポイント

①地域の特性に応じた支援

- ・保育ニーズが増加している地域への支援（例）整備費等の補助率の嵩上げ
- ・マッチングの促進が必要な地域への支援（例）保育コンシェルジュによる相談支援、巡回バス等による送迎
- ・人口減少地域の保育の在り方の検討

②魅力向上を通じた保育士の確保

（例）保育補助者の活躍促進、短時間勤務の保育士の活躍促進、保育士・保育所支援センターの機能強化

③地域のあらゆる子育て資源の活用

（例）幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育や小規模保育の推進、ベビーシッターの利用料助成の非課税化、企業主導型ベビーシッターの利用補助の拡充、育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設

(3) 黄金っ子応援プラン（第 2 期沖縄県子ども・子育て支援事業計画）

沖縄県は令和 2 年 3 月に「黄金っ子応援プラン（第 2 期沖縄県子ども・子育て支援事業計画）」を策定しました。教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や業務の円滑な実施を図ることを目的に施策を取りまとめています。

■第 1 期計画からの主な見直し内容・追加事項

- 幼児教育・保育無償化の影響等を踏まえた「量の見込み」、「提供体制の確保方策」の設定
- 幼稚園・保育所・認定こども園に対して、幼児教育の質向上のため、一体的な支援を行う「幼児教育班」の設置

○妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行う「母子健康包括支援センター」の設置 等

■課題と対応策

黄金っ子応援プラン(第2期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画)における課題と対応策(施策)

課題	対応策(施策等)
幼児教育・保育無償化の影響等による量の見込みの増加	<ul style="list-style-type: none"> ○沖縄振興特別推進交付金、沖縄県待機児童解消支援基金等を活用した保育所等施設整備への支援 ○令和3年度末までの待機児童解消
認可外保育施設数及び入所児童数の多さ	<ul style="list-style-type: none"> ○認可外保育施設の認可化促進 ○認可外保育施設の質の確保・向上の促進 ○入所児童の処遇向上のための給食費や健康診断費等に対する支援
従事者の不足・処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> ○保育士確保等に重点を置いた施策の追加、拡充 ○園における公定価格の改定や県独自の施策として正規雇用化の促進
発達と学びの連続性に対応した教育・保育の提供	<p>教育分野と福祉分野の連携体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育所、幼稚園、認定こども園に対して、幼児教育の質の向上のため一体的な支援を行う「幼児教育班」の設置 ○妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行う「母子健康包括支援センター」の設置
社会的な支援の必要性の高い子どもと家族への適切な対応	<p>専門的な知識・技術を要する支援の実施と市町村の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○若年妊産婦居場所の運営支援 ○医療的ケア児支援体制の整備
仕事と生活の両立	<p>仕事と生活の両立の施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ファミリーサポートセンターの機能充実 ○新・放課後子ども総合プランに基づく放課後対策の充実

令和3年度 第1回沖縄県子ども・子育て会議資料「第2期黄金っ子応援プランの概要について」より

■基本的な視点と県の取り組み

- (1) 「子どもの最善の利益」の尊重
- (2) 未来を担う子どもの健やかな成長と子育ての支援
- (3) 市町村との協働による乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保

支援法において、市町村は、乳幼児期の子どもの教育・保育の実施主体となり、国と県は市町村を重層的に支えることとなっています。

県は、安心して結婚し、出産や子育てができる社会の実現のためにも、市町村と協働し、全ての子ども一人一人の特性や発達段階と、地域の多様なニーズに応じた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に取り組み、関連機関の連携による「沖縄型幼児教育」の構想を推進します。

- (4) 乳幼児期の教育・保育を担う人材の確保と資質の向上

県は、養成施設、大学等と連携し、教育・保育を担う人材の確保と、資質の向上に総合的に取り組みます。

- (5) 社会的な支援の必要性の高い子どもと家族に対する適切な支援と措置

県は、保護者における子育ての第一義的な責任に配慮しつつ、児童虐待防止に取り組み、必要な子どもには社会的養護を提供し、可能な限り家庭的な環境で養育する体制の充実を図ります。ひとり親家庭等には、その生活の安定と自

立促進に向けた総合的な支援に取り組みます。障害児については、その障害の内容や地域の状況に応じ、きめ細かなサービスが提供できる支援に取り組みます。

(6) 県民協働による子ども・子育て支援体制の構築

■子ども子育て支援施策の展開

(1) 量の見込みと確保方策

(2) 教育・保育の一体的提供等

- ・乳幼児期の教育・保育の質の向上（子どもの発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育の提供、認定こども園に係る移行支援）等

(3) 人材の確保と資質向上

- ・国の施策等を活用した従事者の確保と資質向上
- ・教育・保育従事者への就業の促進 等

(4) 専門的な知識・技術を要する支援の実施と市町村との連携

- ・児童虐待防止対策の充実
- ・ひとり親家庭等の自立支援の推進
- ・障害児施策の充実（医療的ケア児受入体制の整備） 等

(5) 仕事と生活の両立の施策

- ・仕事と子育ての両立のための基盤整備（放課後対策の充実） 等

(4) 保育人材確保のための県の取り組み

沖縄県では保育士の新規確保・離職防止を図り、待機児童の解消に必要な保育士を確保することを目的に、①県外保育士誘致支援事業、②保育士試験受験者支援事業、③保育士正規職員雇用支援事業、④保育士負担軽減促進事業を行っています。

中でも①県外保育士誘致支援事業は令和3年10月に創設された事業で、県外在住の保育士を対象に、県内の認可保育施設へ就労する際に係る渡航費や引っ越し費用等の移住費用の一部を補助しています。令和3年度の実績は、単身26世帯、2人以上世帯9世帯の計35世帯（保育士35人）となっています。

・県外保育士誘致支援事業（概要）

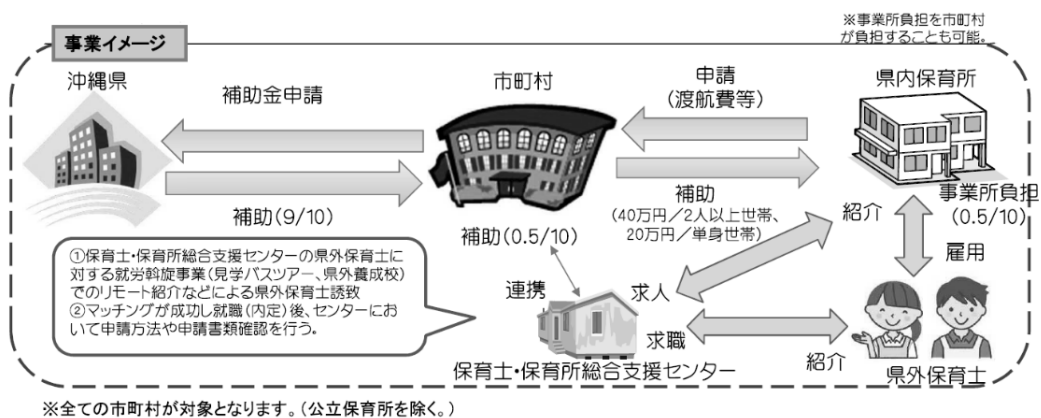
【創設の経緯】 県内保育所等の実情として、定員に必要な保育士の確保ができず、一定数の定員割れが生じている。そのため、新たな保育士確保策として「県外保育士誘致支援事業」を立ち上げた。

【事業目的】 県外からの保育人材の確保に繋げ、保育士不足による定員割れを解消することにより、待機児童の解消を図る。

【事業内容】 県外在住の保育士に対し、県内の認可保育施設への就労に係る渡航費、引っ越し費用等の移住費用を補助する市町村を支援する。

- ・実施主体：各市町村

- ・補助内容：2人以上世帯（40万円／世帯）、単身世帯（20万円／世帯）
（令和4年度目標：単身世帯51世帯、2人以上世帯27世帯、計78世帯）
- ・補助要件：保育士資格を有する者。週20時間以上かつ1年以上勤務する者。



【今後】 引き続き令和5年度も実施予定。

(5) その他

■「こども基本法（令和4年6月15日）」の成立と「こども家庭庁（令和5年4月創設）」の設置

- 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（令和3年12月21日閣議決定）」に基づき、こども政策の司令塔機能を一本化する「こども家庭庁」が令和5年4月に創設される。「子ども・子育て支援交付金」「ひとり親関係事業費」「児童虐待・養護関係事業費」「児童扶養手当」「障害児入所給付費等」「認定こども園施設整備費」等の管理事務、政策の企画・立案・推進など、各府省から移管される事務を担う。
- こども家庭庁創設に伴う新たな支援事業としては、「低所得の妊婦に対する初回参加受診料支援事業」「保育所の空き定員等を活用した未就学園児の定期的な預かりモデル事業」などが挙げられる。なお、「認定こども園施設整備交付金」と「保育所等整備交付金」は一元化され、「就学前教育・保育施設整備交付金」となる。
- あわせて、少子化対策・待機児童の解消・虐待防止・いじめや犯罪防止等のこども政策を総合的に推進することを目的に「こども基本法」が成立した。

■安全・安心な保育のための施設設備や体制について

- 認定こども園での送迎バス内置き去りによる死亡事故を受け、令和4年に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」等が一部改正された（令和4年12月28日通知）。認定こども園において、園児の通園や園外活動等に使用する自動車にはブザーや見落とし防止のための装置の設置、園児の乗降時には点呼等による確認が義務付けられる（令和5年4月1日より施行）。
- また、保育施設等での虐待といった不適切な保育が行われていた事案を受け、保育所、地域型保育事業所、認可外保育施設及び認定こども園（以下、保育所等）におけ

る虐待等に関する対応についての留意事項や手引きを整理した（令和4年12月7日事務連絡）。

- 保育所等には、セルフチェックの実施のほか、虐待が疑われる場合には市区町村等への情報提供・相談などを行うことを、相談を受けた市区町村等には、迅速に対応方針を協議し、不適切な保育が疑われる場合には関係部局または組織全体、都道府県に迅速に情報共有を行うよう求めている。
- これらを踏まえ、令和5年度予算案では、園外活動時の見守り等を行う保育支援員の配置や保育士の加配を行う保育施設に対し補助を拡充するとしている（子どものための教育・保育給付交付金、保育体制強化事業等）。

参考資料：こども基本法（概要）、こども家庭庁設置法の概要、令和5年度こども家庭庁関連当初予算案 他

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子ども・子育て支援を推進するに当たり、第1期計画の考え方を継承し、名護市が目指すべき基本理念を以下のとおり設定します。

子どもの健やかな育ちと子育てを皆で支える共生のまち

核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、女性の社会進出など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。子ども・子育ての支援は、父母等の保護者が子育てについての第一義的な責任を有しますが、目まぐるしく変わる社会の中で、子育て家庭が安心し、喜びを感じながら子育てをするためには、社会全体で子ども、子育てを応援する風土と仕組みが必要です。

本市では、保護者だけでなく地域や社会全体で「子どもは地域の宝」であることを共有するとともに、全ての子どもが愛情に包まれながら健やかに育ち、安心して子どもを生ま育てられる社会を実現するため、「子どもの健やかな育ちと子育てを皆で支える共生のまち」を基本理念に掲げます。子育て家庭、地域住民、教育・保育の関係組織、企業・団体、行政等がそれぞれの役割を果たしながら相互につながり、子どもの育ち・子育て支援に取り組みます。

2 計画の基本的視点

子どもの健やかな育ちを支援し、子育てを皆で支えていく共生のまちづくりを行うためには、地域社会を構成する様々な主体の協力が必要となります。そのため、市民をはじめ、教育・保育関係者、企業・団体、行政が子ども・子育て支援の重要性をしっかりと認識し、それぞれが役割を果たしながら社会全体で子ども・子育てを支援する新しい支え合いの仕組みを構築していきます。

(1) 子どもが尊重され、子どもの視点に立った支援

本市で育つ子どもが家族の愛情のもとに養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長していくことができるよう、子どもの視点に立った支援を行います。幼児期的人格形成を培う教育・保育については、良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな発育が等しく保障され、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

(2) 切れ目の無い支援の実施

妊娠・出産期から発達段階に応じた切れ目の無い支援を行っていくため、全ての子ども・子育て家庭に対して、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を質・量ともに充実させていきます。また、子育てに対する負担や不安、孤立感を軽減できるよう、保護者に寄り添った適切な情報提供を実施していくなど、様々な支援を図ります。

(3) 地域全体で子育てを応援

社会のあらゆる分野における人々や団体が、子ども・子育て支援の重要性について、関心や理解を深め、地域住民の連携のもと、身近な地域で子どもや子育て家庭を見守り、支え合うことができるような仕組みづくりに取り組みます。

3 基本目標

基本理念を実現するため、次の6項目を基本目標とし、「第1期名護市子ども・子育て支援事業計画」の考えを引き継ぎ、総合的に施策を推進していきます。

(1) 全ての子どもと子育て家庭を応援する地域づくり

子どもは、地域にとって宝であり、未来をつくる希望です。全ての子育て家庭が、楽しさやゆとりを感じながら子育てができるよう、地域の人材や社会資源などの活用により、乳幼児及び保護者同士の交流の場、世代間交流の場などの充実を図り、地域における子育て支援を強化します。

また、保護者の就労状況等にかかわらず、子育て支援サービスの提供に努め、次代を担う全ての子どもたちの幸せを第一に考え、良好な育ちの場を確保していきます。

(2) 子どもが健やかに成長することのできる健康づくり

妊娠期から子どもと保護者が心身ともに健やかな生活を送ることができるよう、健康に係る診査、教育、相談等、従来から進めている母子の健康づくり支援の充実とともに、食を通じての教育等、妊娠、出産、育児と深く関わる保健分野の健康づくり支援対策の強化を図ります。加えて、妊産婦・乳幼児等の状況把握に努め、妊産婦等の相談に対し、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどの相談支援の拠点づくりを進めます。

(3) 名護市の次代を築く心豊かな人づくり

次代を担う子どもたちが豊かな心やたくましく生きる力を身に付け、国際化、情報化、少子・高齢化、科学の進展など急速に変化する社会に主体的に対応していくため、人との関わりや自然体験や社会体験などを大切にした学習の展開を図ります。幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期であることから、幼児教育の質の向上を目指します。また、子どもや地域住民にとって魅力ある教育環境づくりを目指します。

さらに、若者たちが将来、自立をし、子どもを持つという気持ちを高める取り組みを進めます。

(4) 子育てにやさしい環境づくり

子どもたちが伸び伸びと育っていけるよう、快適で安心な生活空間の充実に努め、子育て家庭を支える住みよいまちづくりを推進します。また、次代を担う子どもたちをはじめ、その家族や市民が安心して暮らしていくことができるよう、交通安全意識や防犯意識の啓発・高揚を促し、市民生活の安全の確保に努めます。

(5) 家庭生活と社会的活動の両立を応援する社会づくり

女性の社会進出が進む中、安定した気持ちで子育てや社会的活動の両立が図れるよう、男女がともに育児に参加する意識の高揚を促進します。

加えて、職場の慣行や男女の働き方の見直しなど、家庭や地域、企業における意識改革のための情報提供や広報活動を推進します。

(6) 子どもの人権を尊重する仕組みづくり

地域の宝である全ての子どもが愛情に包まれ、自分らしく成長できるよう、虐待等の人権侵害を未然に防止する要保護児童対策地域協議会を充実させます。また、支援が必要なひとり親家庭や経済的に困難を抱えた家庭、日本語の支援が必要な子どもなど、支援が必要な家庭や子どもたちの早期把握に努め、子どもだけでなく世帯を単位として受け止め、支援するとともに連携体制を強化します。

4 施策体系

<基本理念>

